

別海町議会会議録

第2号（令和4年6月21日）

○議事日程

日程第 1

日程第 2

会議録署名議員の指名

一 般 質 問

- ① 3番 田村秀男 議員
- ② 2番 横田保江 議員
- ③ 13番 中村忠士 議員
- ④ 7番 木嶋悦寛 議員
- ⑤ 5番 外山浩司 議員
- ⑥ 11番 瀧川榮子 議員

○会議に付した事件

日程第 1

日程第 2

会議録署名議員の指名

一 般 質 問

- ① 3番 田村秀男 議員
- ② 2番 横田保江 議員
- ③ 13番 中村忠士 議員
- ④ 7番 木嶋悦寛 議員
- ⑤ 5番 外山浩司 議員
- ⑥ 11番 瀧川榮子 議員

○出席議員（15名）

1番 宮越正人	2番 横田保江
3番 田村秀男	4番 小椋哲也
5番 外山浩司	7番 木嶋悦寛
8番 松壽孝雄	9番 今西和雄
10番 小林敏之	11番 瀧川榮子
12番 松原政勝	13番 中村忠士
14番 佐藤初雄	副議長 15番 戸田憲悦
議長 16番 西原浩	

○欠席議員（1名）

6番 大内省吾

○出席説明員

町 長 曾根興三 副町長 佐藤次春

教 育 長 登 藤 和 哉
 福 祉 部 長 今 野 健 一
 建 設 水 道 部 長 伊 藤 一 成
 会 計 管 理 者 中 村 公 一
 農 業 委 員 会 事 務 局 長 内 山 宏
 総 務 部 次 長 伊 藤 輝 幸
 福 祉 部 次 長 入 倉 伸 顕
 教 育 部 次 長 宮 本 栄 一
 総 務 課 長 伊 藤 輝 幸
 ふるさと応援・情報化推進室長 松 本 博 史
 防 災 交 通 課 長 麻 郷 地 聡
 尾 岱 沼 支 所 長 他 大 坂 恒 夫
 介 護 支 援 課 長 高 橋 勇 樹
 町 民 保 健 セ ン タ ー 兼 母 子 健 康 セ ン タ ー 長 入 倉 伸 顕
 農 政 課 長 小 野 武 史
 商 工 観 光 課 長 田 畑 直 樹
 事 業 課 長 外 石 昭 博
 学 務 ・ ス ポ ー ツ 課 長 他 宮 本 栄 一
 生 涯 学 習 課 長 他 福 原 義 人
 図 書 館 長 他 堀 啓
 商 工 観 光 課 主 幹 岩 口 裕 昭
 学 校 教 育 課 主 幹 堀 込 美 穂

総 務 部 長 浦 山 吉 人
 産 業 振 興 部 長 門 脇 芳 則
 教 育 部 長 山 田 一 志
 病 院 事 務 長 三 戸 俊 人
 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 伊 藤 輝 幸
 福 祉 部 次 長 干 場 み ゆ き
 産 業 振 興 部 次 長 佐 々 木 栄 典
 生 涯 学 習 セ ン タ ー 長 他 新 堀 光 行
 総 合 政 策 課 長 寺 尾 真 太 郎
 財 政 課 長 角 川 具 哉
 西 春 別 支 所 長 他 小 村 茂
 福 祉 課 長 干 場 み ゆ き
 町 民 課 長 皆 川 学
 老 人 保 健 施 設 事 務 長 渡 辺 久 利
 水 産 み ど り 課 長 田 村 康 行
 管 理 課 長 松 田 勝 広
 指 導 参 事 吉 光 寺 勝 己
 学 校 教 育 課 長 他 池 田 卓 也
 中 央 公 民 館 長 新 堀 光 行
 総 務 課 主 幹 佐 藤 亮
 管 理 課 主 幹 前 道 陽 司
 郷 土 資 料 館 主 幹 戸 田 博 史

○議会事務局出席職員

事 務 局 長 干 場 富 夫

主 幹 入 田 浩 明

○会議録署名議員

1 3 番 中 村 忠 士
 1 5 番 戸 田 憲 悦

1 4 番 佐 藤 初 雄

◎開議宣告

○議長（西原 浩君） おはようございます。

会議に入ります前に申し上げます。

本日は議場内の気温が上昇しておりますので、上着を脱ぐことを認めます。

なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、議場内ではマスクを着用するよう御協力をお願いいたします。

ただいまから 2 日目の会議を開きます。

ただいま出席している議員は 15 名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、欠席議員は 6 番大内議員であります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（西原 浩君） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により議長において指名いたします。

13 番中村議員。

○13 番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 14 番佐藤議員。

○14 番（佐藤初雄君） はい。

○議長（西原 浩君） 15 番戸田議員。

○15 番（戸田憲悦君） はい。

○議長（西原 浩君） 以上 3 名を指名いたします。

◎日程第 2 一般質問

○議長（西原 浩君） 日程第 2 一般質問を行います。

発言に入る前に申し上げます。

質問者は、質問内容を簡明に述べて、その範囲を超えないよう注意し、答弁者は、その内容を的確に把握し、明快な答弁をされますようお願いいたします。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

初めに、3 番田村秀男議員、質問者席にお着き願います。

○3 番（田村秀男君） はい。

○議長（西原 浩君） なお、質問は一問一答方式であります。

○3 番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3 番田村議員。

○3 番（田村秀男君） 通告に従い一般質問を行います。

大きく 2 点質問をいたします。

最初の質問でございますけれども、「過疎地域になって何を変える」。

最初の過疎法、過疎地域対策緊急措置法が議員立法で成立し、施行されたのは 1970 年でした。

この法律は、10 年間の時限立法で過疎地の解消を目的に、施行時の指定団体は 776

で市町村の23.6%でした。本町も当時の指定団体で、50有余年を経過した今日、過疎地域に指定される市町村数は全国の半分以上を超えました。

過疎地域持続的発展支援特別措置法、以下、過疎新法と言います。これが施行された2021年4月段階では、820市町村でしたが、2020年の国勢調査の結果を受けて、65市町村を2022年4月1日付けで追加指定したためです。これで、全国1,718市町村の51.5%に当たる885市町村が過疎地域に指定され、本町も本年4月から過疎地域に追加指定されました。

指定要件は、人口減少率や高齢者比率、財政力指数などにに基づき指定されます。

過疎新法では、過疎地域を「人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境等が他の地域に比較して低位にある地域」と規定しています。指定団体になれば、元利償還の7割が交付税措置される過疎債を発行できるうえ、国の補助率のかさ上げなども受けられます。そのほかにも、過疎地域向けの交付金を用意されています。

以前、過疎地域であった本町も、過疎を卒業したものの、今回の過疎新法で再度全部過疎地域として追加指定されたことは、残念なことなのか、それとも歓迎することなのか、悩ましい現状に直面しています。今まで水道普及率や市町村道の舗装率など全国平均と比べると最初の過疎法制定時から半世紀でかなり格差は縮まりました。近年においても、光ファイバー回線の整備、集約複合施設の整備などのハード面での整備は進んでいますが、これだけでは不十分であり、更なる対策には、過疎新法が力点を置いている専門人材の投入や市町村の枠を超えた連携も必要なのか、将来に向けて考える必要があると思います。

過疎新法制定時の付帯決議には「市町村が非過疎地域となることを目指すよう法律の趣旨を周知する」としています。このことから、過疎地域から脱却する大胆な施策が必要不可欠です。

令和4年度の町長の行政執行方針でも、「地域の持続発展のためである」このことを認識し、総合計画や総合戦略との整合を図りつつ、本町を持続発展させるための施策について示す「別海町過疎地域持続的発展計画」を、議会の議決を経て策定するとしています。

そこで、次の点について町長の見解を伺います。

1点目でございます。

過疎地域になって何を変えるのか。

地域の持続発展のために過疎地域に本町が追加指定されたことについて、町長はピンチと捉えるのか、それともチャンスと捉えるのか、所見を伺います。

また、過疎地域になったことで、別海町は何を変えるべきかを示すことが重要と思いますが、如何ですか。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 田村議員の御質問に答弁いたします。

まず、私は、過疎地域に指定されたことに対して、ピンチでありチャンスでもあるというふうに考えております。

これは、ピンチと言えは町としてのイメージダウンが広がってしまうのではないかとこの懸念を持っております。

観光振興の施策や企業誘致対策等の上で、これはマイナスイメージが生まれる、そういう心配があります。

一方、これまで過疎地域でなかったために、財政上有利な地方債の対象とならなかった

別海市街地区でのハード事業をはじめとして、持続的な発展に資するソフト事業にも過疎債、これを発行することができるようになったということは、財政的には新たな施策に取り組むことができる大きなチャンスであるというふうに捉えております。

良い面と悪い面を詳細かつ適切に判断し、多面的に取り組んでいくことが大切であると思慮しております。

町としましては、現時点では、第7次総合計画の方向性を大きく変える考え方は持っておりませんが、過疎債をはじめとする新たな財源ができましたので、これをできるだけ有効活用し、第7次総合計画の前倒しや新たな施策の追加、立案等に取り組み、未来につながり、そして希望を持てるまちづくり、これを促進していきたいと考えております。

以上です。

○3番（田村秀男君） はい。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） ピンチとチャンス両方っていう事の答弁ですけれども、仮にピンチと捉えているのなら、町の持続発展には、人口減少を見据えた、やはりしっかりとした構想や目的をもって、ピンチをチャンスに変える知恵が必要だと思うんですが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 現在の第7次総合計画の中には、既に人口減少に対する町を持続的に発展させていくための施策に取り組んでおります。

また、その取組の中には財源がなかった中で、取組を考えられなかった事業もこれからあるかと思います。

そういう部分については、新たな財源が出てきたわけですから、一步前へ進む、また、総合計画そのものの年次計画を前に進めていくというようなことは取り組んでいくべきだというふうに考えております。

また、過疎地域という指定されたということに対するマイナスのイメージについては、やはり、町としてそれを脱却するためにどういうことを取り組んでいるのか。

また、どういうまちづくりを目指しているのかというようなことを、企業にしっかり訴えて、別海町のある姿を示しPRし、そして、うちの町に関心を持ってもらえるような、そういう施策に取り組んでことも大切だというふうに考えております。

以上です。

○3番（田村秀男君） はい。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） 2点目に移ります。

今の答弁を聞きましてですね、それでは過疎対策についての多様な町民の意見の反映はということで、過疎地域の持続的な発展の支援に関する特別措置法に基づく過疎地域持続的な発展市町村計画の策定については、住民自治の徹底の観点から、「多様な住民の意見が十分に反映されるように必要な措置を講ずること」を本法施行に当たり附帯決議されています。

本町では、町民に対しどのように法の趣旨を周知して、町民の意見を本計画に反映させるのか、所見を伺います。

○総合政策課長（寺尾真太郎君） 議長。

○議長（西原 浩君） 総合政策課長。

○総合政策課長（寺尾真太郎君） 私の方からお答えさせていただきたいと思います。

4月1日に過疎地域の指定について告示を受けた後ですね、町のホームページにおいて、その報告と制度の概要及び財政支援を受けるため、「過疎地域持続的発展計画」以降過疎計画と呼ばせていただきますけれども、それを策定する旨を取り急ぎ公表させていただいたところです。

過疎計画の策定に当たりましては、広聴方法の一つでありますパブリックコメント制度を活用して意見を募り、計画の方に反映させていきたいと考えております。

以上です。

○3番（田村秀男君） はい。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） 多様な町民の意見を反映させるためにはですね、形式的なパブリックコメントでは、やはり十分な意見を吸い上げることが難しいと思います。

自己分析、他者分析を通して相互理解につなげるため、過疎対策でできる事業や財源の確保、民間事業者に対する町の財源措置などの詳しい説明が受動的ではなく、能動的にですね、訴える必要といいますかね、その必要性を感じますけれども、その点についてはいかがですか。

○総合政策課長（寺尾真太郎君） 議長。

○議長（西原 浩君） 総合政策課長。

○総合政策課長（寺尾真太郎君） 本年度、正式に過疎地域の指定を受けたため、本年度から過疎債などのですね、財政措置支援の方を受けたいと考えているところでございまして、その財政支援を受けるためには、過疎計画の方を策定して議会の議決を受けるということが絶対条件となっております。

議決を受けた過疎計画を持って、初めて過疎債発行などのですね、事務手続が進められることになるんですけれども、申請手続に係るスケジュールの関係もありますことから、まずは取り急ぎ現行の総合計画や総合戦略を基準とした内容の過疎計画の案を作って、9月の定例会の方で議決をいただきたく、現在作業の方を進めております。

広く意見を募る期間が1カ月程度であるパブリックコメント制度の活用だけでは十分な意見を吸い上げることには至らないという御指摘でございますけれども、過疎計画は策定後においてもですね、新たな施策を追加する場合には、随時、計画を変更できるものとなっております。

このたび、新規の策定の段階ではパブリックコメント制度による意見募集といたしますけれども、過疎計画策定後においても、持続的な発展に資する事業の立案に取り組むため、民間団体などを通じて制度の周知を図り、民間団体等が描く展望にしっかりと耳を傾けて、かつ、時間をかけ過ぎないように留意しつつ、計画変更に反映させていきたいと考えておりますので、御理解の方よろしくお願いいたします。

以上です。

○3番（田村秀男君） はい。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） 的確な答弁をもらったので、次に移ります。

3点目です。

国の支援を有効に活用する知恵が必要では。

過疎対策には、ソフト面とハード面に充当できる優良な過疎債や国の補助率のかさ上げ、過疎地域持続的発展支援交付金などの過疎地域向けの交付金を用意されています。

過疎地域を卒業するために民間との連携はもちろん、市町村の枠を超えた連携も視野に入れて、戦略をどのように知恵を絞って立案するのか、所見を伺います。

○総務部長（浦山吉人君） 議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） お答えいたします。

新たな戦略の立案に当たりましては、行政ばかりではなく、民間によってアイデアが醸成され、それを行政がサポートをするという体制となることが、持続的な発展のために大切な要素であると考えております。

そのためには、行政は当然のこと、民間においてもその気運を高めることが重要であると考えております。

現在、各分野におきましても、それぞれの役割でまちづくりを担う民間団体等が多くありますけれども、各団体からそれぞれ描く未来をコーディネートする仕組みを構築強化して、町にとって最適な戦略を見い出し、実行に結びつけていきたいと考えております。

また、市町村の枠を超えた連携も大切な要素であると考えています。

例えば、友好都市との共同事業の立案も戦略の一つと考えられるほかにも、管内1市4町の連携など、今後もスケールメリットのある事業を模索していく必要があると考えております。

特に、この周辺自治体との連携におきましては、新規事業の模索のみならず、極めてどの周辺自治体も類似をしている経常的な事務を連携することで、各市町のいわゆる「カネ・ヒト・モノ」を効率的に抑制をして、そこで生まれた財源や時間を過疎地域からの脱却を目指す新たな施策に充てることが期待をできるかなというようなことも考えているところでございます。

このような行財政改革の面での広域連携もまた、地域の持続的発展に資する重要な戦略の一つとして考えているところでございます。

以上です。

○3番（田村秀男君） はい。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） 簡潔明瞭な回答をいただきました。

次、4点目です。

過疎対策の目玉と財源確保の見通しは。

令和4年度の地方債計画では、過疎対策に5,200億円が見込まれているが、本町の過疎債の発行額は「過疎地域持続的発展計画」の期間中にどの程度の額を見込まれるのか、過疎対策の起爆剤として一大事業を実施する財源を確保するためには、少しでも交付税措置のある有利な起債の活用が必要です。

本計画で重点的に充当する目玉構想について伺います。

○総務部長（浦山吉人君） 議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） お答えいたします。

本町における過疎債の発行見込額ということですが、毎年度の予算編成における対象事業費によって大きく変動するほか、対象事業費について申請をいたしましても、全

国の申請総額が地方債計画額を上回ることであれば、過疎債以外の地方債をもって賄うような調整が行われる可能性もあるものと認識しております。

このことから、現時点で過疎計画期間中の発行見込額を算定するということは、少し困難でありますことを御理解いただきたいと思います。

次に、過疎計画で重点的に充当する目玉構想についてということですが、現在、先ほどの答弁にもございましたけれども、過疎計画の策定に向け作業を進めていますが、計画策定の初年度におきましては、先ほども申し上げましたとおり、総合計画や総合戦略の方向性を大きく変える予定というものはございません。

総合計画や総合戦略は、過疎地域であるか否かに関わらず町の持続的な発展のために策定をされたものですので、そこに掲載をした事業が過疎計画においても重点的に取り組む事業となってくると認識しております。

しかしながら、当初の過疎計画策定後であっても、民間団体等と積極的に知恵を出し合い、新たな施策、つまり目玉構想を立案することができれば、随時、計画変更という形で反映をさせて行きたいというふうに考えております。

以上です。

○3番（田村秀男君） はい。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） 見込みが困難ということなのでしょうけれども、やはりしっかりとした構想や目標を持って、財源確保にはですね、その過疎の計画を実効性の高いものとするために、町長が光ファイバー回線で政治的に動きましたよね。

やっぱりそういうことも必要ではないかと思うんですけども、その点についてはいかがですか。

○副町長（佐藤次春君） 議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） 私の方からお答えいたしますけれども、今総務部長が答弁しましたとおりですね、田村議員がおっしゃる国の地方債計画での過疎債5,200億円計上されているということはそのとおりでありますけれども、別海町初めてこれから計画を作ってですね、過疎債を要望していくということになります。

通常5年・5年の10カ年計画ということなんですけど、追加指定されました別海町におきましては、4年・5年の9カ年計画ということですね、策定していくということになります。

先ほど総合政策課長の方からも答弁しましたようにですね、計画そのものには大きな施策をこうたい込んでいきますけれども、細かい1個1個のですね、それぞれの事業計画というのはこれから積み上げていく。4カ年分ですね。

その時に、過疎債だけでなくですね、御存じのとおり、別海町ほとんどが今辺地の地域に指定されているんですね。別海市街以外は。

そうしますとですね、辺地債は100%充当の80%交付税バックという非常に高率なですね、地方債があります。

ですから、同じ事業を行っていく場合であってもですね、過疎債を選択するのか、辺地債を選択するのか、その時にその年度年度においてですね、どれだけの事業費のボリュームがあるのかというようなこともですね、検討していかなければ、今後ならないことだになっていうふうに思っております。

もう1点は、過疎地域に指定されたことによりましてですね、辺地の地域で区域でなくなる可能性が出てくるエリアが予想されます。

これは、辺地度点数というのを算定しますけれども、100点を超えなければその区域というのは辺地にならないわけなんです、その100点を超えるためにですね、今まで、過疎の地域でない場合については、それぞれの地域に山村地域の指定があるということで、25点の加点があったんですが、これが過疎の指定を受けたことによってですね、全町なくなります。

したがって、120点ぐらいの辺地がもしあるとするとですね、この新しい計画を作っていくときに、その区域っていうのは、辺地でなくなります。

そうしますと、その地域というのは重点的にやはり過疎債を充当していくということを検討していかなければならないんじゃないかと思います。

それらのですね、辺地から外れるおそれのある区域、それらも今、いつからいつまでの新しい計画段階でですね、どれだけ辺地から外れていくのかというようなことも今試算をしながらですね、事業を辺地債にするのか過疎債にするのかですね、あるいは例えば防衛の補助金を充て込むのかというようなことはですね、個別の事業計画を作りながらですね、さらに検討した上で、過疎債をどのぐらい見込むというような作業をしていくことになりますので、先ほど総務部長が言いましたように、今後積み上げていく中でですね、それらを少し明確化していきたいとは思いますが、現時点ではどのぐらいというのがですね、示すことが難しいということで御理解をお願いしたいと思います。

○3番（田村秀男君） はい。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） 今後ね、4年と5年の計画、時限立法10年ですからね、その中でやはりいろいろと財源確保に頑張ってもらいたいと思います。

5点目です。

地場生産物の一貫処理拠点施設を創造しては。

過疎地域から脱却する方法の起爆剤として、過疎債と過疎地域向けの交付金などを財源に、別海町の生産物を高度加工し、付加価値を付けて全国に販売する拠点を創造しては、如何でしょうか。

ふるさと納税を飛躍的に伸ばすノウハウを進化させ、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」とコラボし、地域ブランドつくりと併せて雇用の場を創設するなど、別海町をPRすることで、定住人口を確保することが可能になり、持続可能なまちづくりにつながっていくものと思います。

過疎脱却の切り札として、知恵を絞り地場生産物を「生産、加工、販売、流通」の工程を地域で一貫して完結できる「拠点施設の創造」を提言しますが、町長の見解を伺います。

○副町長（佐藤次春君） 議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） 私の方からお答えいたします。

本町には、農業漁業ともに強力な生産基盤があります。今、議員御提案のとおり、生産物を加工・ブランド化し、流通販売する工程の多くを町内で完結できる拠点施設の創造、このことについては、これから町が目指すべき方向の一つであるというふうに考えております。

特に、昨年度から強化いたしましたふるさと応援制度推進事業における返礼品の開発やプロモーション及び地場産品の返礼と流通を通じて、生産者や取組に参画していただいている民間事業者をはじめとして、本町のポテンシャルの高さを改めて感じているところがあります。

一方で、このふるさと応援制度推進事業、この強化をしまして1年ほどしかまだ経過をしておりません。

現在は、当該市場を介しての加工・返礼・流通における課題や解決の明確化等、調査研究をしている段階であります。

よって、直ちに現在のノウハウをもって拠点施設創造のため、あらゆる分野に着手するというには、時期尚早と判断するところでございます。

しかしながら、ふるさと応援制度推進事業は、行政の制度に対し、民間事業者がそれぞれ一定のリスクを負いながらも事業に賛同し、収益を確保しながら別海町をPRできる官民協働のモデル事業でありますので、田村議員の御提案の町内完結型拠点施設の創造についても、官民協働を軸に、その可能性について十分模索をしてみたいというふうに思っております。

以上でございます。

○3番（田村秀男君） はい。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） ぜひ、この過疎地域になった年度内で取り組んでいただければと思います。

次、大きな2点目に移ります。

「成人式について」。

成人年齢を18歳に引き下げることを内容とする「民法の一部を改正する法律」が本年4月から施行されました。

日本の成人年齢は、1876年以来20歳と定められており、見直しは明治9年以来146年ぶりです。

この背景には、2016年には選挙権が18歳に与えられたことや世界的にも成人年齢を18歳とするのが主流になっていることから、今回の見直しにつながったものと思います。法務省が令和4年1月18日に公表した全国アンケート調査によると、成人式を「20歳から18歳へ」参加年齢の引き下げを表明している自治体は、別海町と三重県の伊賀市の2つの自治体だけです。

別海町では、「成人になる意識を持つ意味で式は18歳で行うのが妥当」と町が判断し決めたと報道されています。

18歳で成人式を実施する場合には、色々な問題点が懸念されます。

そこで、次の点について見解を伺います。

1点目です。

成人式は、一生に1度だけのものであり、町にとっても、本人にとっても、親にとっても大切な儀式です。

町民こそってお祝いをする一大イベントと思うが、成人式を町としてどういう位置付けがされているのか、伺います。

○教育長（登藤和哉君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育長。

○教育長（登藤和哉君） お答えをさせていただきます。

議員の御質問にありますとおり、成人式は一生に1度のものであり、町にとっても本人にとっても、また、親御さんにとっても大切なものであり、主役である未来を担う成年たちに、今まで以上に社会人としての自覚を促しつつも、ふるさと別海を思い感じながら、町内外での活躍に大いに期待を込めて、地域や町、家族を挙げて激励するための大切な機会というふうに考えています。

成人式そのものは、大人の仲間入りしたことを地域を通してお祝いする意味合いと、大人としての自覚を促すとの目的を果たしていれば、町の公的行事であり、町としてしっかりと取り組んでいくべきであるというふうに考えております。

以上です。

○3番（田村秀男君） はい。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） 簡潔明瞭でわかりやすい。

じゃあ、お伺いしますけれども、法務省で公表していますね、成人式の時期や在り方に関する分科会というのがあって、これが公表してる中には主催者というのがありまして、教育委員会単独なのか、町単独なのか、それとも行政プラス新成人という主催者、それと実行委員会がやるとこういうような主体者の分類がありますけども、本町の成人式的主催者はどなたなんですか。

○教育部長（山田一志君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） 私の方からお答えをさせていただきます。

国の分科会におけますアンケート調査結果では、成人式の実施主体として割合が高かったのは、教育委員会が主催というのが29.5%、そして次いで教育委員会と新成人らによる実行委員会の合同開催というのが23%、また、首長部局それから教育委員会及び新成人らによる実行委員会の3者の合同開催という形が17.3%、そして、首長部局と教育委員会の合同開催というのが13.5%というような結果であったということは、確認をさせていただきました。

本町では、これまでも町が式典を、そして成人者で組織をする実行委員会が交流会等を主催する共催ということで、教育委員会が実行委員会をサポートする主管としてそれぞれ役割を担いながら、交付金の交付事業として開催している状況でありまして、今後も同様の開催方法で実施していきたいと考えております。

また、本町の主催者ということでありますが、平成30年度までの開催につきましては、教育委員会が主催者となっておりましたが、管内等の状況ですね、当時確認をしながら、平成31年度の第71回の成人式から主催が別海町、主管が教育委員会とし、実行委員会が共催する体制という形で行っております。

以上です。

○3番（田村秀男君） はい。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） 2点目に移ります。

全国で多くの市町村が、18歳に成人年齢が引き下げられた後の成人式の在り方について、影響を受ける高校1、2年生とその保護者がどのような意見を持っているのかを把握するためにアンケート調査を実施しています。

全国的に取扱いを慎重にしている１８歳での成人式について、本町でもアンケート調査や社会教育委員、当該保護者、関係者などからの意見交換をされたのか、３月２０日の開催日を含め１８歳で成人式を開催するに至った経緯を伺います。

○教育長（登藤和哉君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育長。

○教育長（登藤和哉君） 私の方からお答えさせていただきます。

本年４月に民法改正により成年年齢が引き下げられることが決定され、国において成年年齢引下げを見据えた「環境整備に関する府省庁連絡会議・成人式の時期や在り方等に関する分科会」が発足をし、国の調査報告がなされ、成年の教育の大きな分岐点となりました。

令和３年９月、民法改正が翌年に迫った中で、可能な限り早期に町としての方向性を示さなければならない状況の中、国の分科会の報告や近隣の管内町村の状況等を調査したところ、各自治体が他の自治体の判断状況をそれぞれうかがっている状況にあり、年齢を引き下げる自治体が多かったことを確認するとともに、法の細則が決定されていない状況であったため、年齢引下げをせずに従来の方法による成人式を開催する方向で内部決定をしたところでございます。

その後、町長と協議を進める中、高校や町内の業者等と相談や協議、あるいは成年を取り巻く様々な生活環境等を考慮し、民法改正後の成人式の在り方や開催時期について、各自治体が判断という中で、２年次分の同日開催はせずに、成年年齢引下げに関する主旨等を考慮しながら、移行期間として段階的に繰り下げることにいたしました。

その上で令和６年度以降は、成人式対象年齢を１８歳とし、開催時期は成年となる対象者の生活等への影響等を熟考し、１８歳となる年度末の春分の日を行うことで決定に至ったところでございます。

以上です。

○３番（田村秀男君） はい。

○議長（西原 浩君） ３番田村議員。

○３番（田村秀男君） 今１８歳で成人式を開催する経緯を伺いましたけれども、１８歳の成人式を決定する前に、社会教育委員の助言を受けたかということをお願いしますけれども、教育委員会が主管するのであればですね、成人式の時期や在り方については、当然、シンクタンクである社会教育委員が関与すると思うが、成人式を１８歳になる年度末である３月２０日に行うと決定する前に、社会教育委員からの助言を教育委員会は受けましたか。

○教育長（登藤和哉君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育長。

○教育長（登藤和哉君） お答えをさせていただきます。

会議の中でのことでございますが、会議の中では、政策形成の段階であり、もう少し早い時期に検討を重ね進めるべきではなかったのか、あるいは多くの市町村の中で当時は２市町のみであったことから、メリットやデメリットについて、もう少しあるんじゃないかというような御意見があったところでございます。

それを受けまして、私どもといたしましては可能な限り早期に方向性を示さなければならない状況であったと考えていますが、結果的に拙速な議論であり、熟考する時間も必要であったというふうに認識をしているところでございます。

以上です。

○3番（田村秀男君） はい。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） 別海町の最高規範の自治基本条例上では、協働のまちづくりと町民主体によるまちづくりを実現するのが基本理念であり、基本原則と規定されています。

別海町の成人式の在り方については、1月号の広報で民法改正により、令和4年以降の開催日程がお知らせの形。

これだけでは、町民にも議会にも政策形成過程の説明はありませんでした。これではやっぱりまちづくりの根源である情報の共有と説明責任が欠如していると私は思います。

そこで、青少年教育の大きな分岐点となる成人式の在り方については、慎重に決定すべきと思っています。

そのためには、政策形成過程の経緯と説明が十分に町民、議会及び行政に浸透することと、アンケート調査など広く町民の声を聞いて決定することが、必要不可欠ではありませんか。

ほとんどの議員に町民から戸惑いや批判の声が寄せられていますよ。

町民に対して答えようができないんです。

議会の一般質問検討会議の中でも、大多数が同じ意見です。

改めて、町が決めるというのであれば、町長のお考えを伺いますが、制度改正だけの考えではなくですね、町民にとってよりよい成人式を行うよう、方針を変更する考えありませんか。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 田村議員の町としての成人式に対する考え方の問いでございますけれども、今教育長から報告のあったとおり、事務局では法令の精神にしっかり沿った形で対応していきなかならないんでないかなという意見がありました。

ただ、その中で、議員の皆様方とお話をしたときも、町民の方々からいろいろな影響が出てくるという意見も多々私のところにも寄せられました。

議員を通してだけではなくて、町長に直接の意見がたくさんありました。

そういうことを踏まえて、一応教育部局と私と話をしたんですけれども、やはり一度町民の声をしっかり聞いてみようという対応をしようということで、どういった形で町民の声を聞き取るのが一番いいかなということを今議論してるんですけれども、一番考えているのは、広報べつかいにきちっとそのアンケート用紙を挟むような形で出して、別に年齢を下げるかどうかって話は、単に今すぐの18、17、16の子供たちだけじゃないんです。

今生まれた子供たちから全部影響をし、対応していきなかならんことですので、できるだけ全町民の方々にアンケート用紙をしっかりと配って、そして、御意見を賜りたいとそういう体制をとっていきたいと考えております。

そのアンケート結果を見て、教育委員会、また、議員の皆さん方とも話をしながら、最終的にどういう形にしていくかということの結論を出したいと考えております。

本年は12月には、本年はもう既に12月に19歳の分をするということになっておりまして、もう何か予約も入ってる様なので、この分は今から中止ということにはならないかなと思うんですけど、それもアンケートの結果を見て確認したいと思っておりますけれども、いずれにしても、町民の声をしっかりと受け止めて、行政の中にそれを取り込ん

でいきたいというに考えております。

アンケート調査の際には、議員の皆様方からも町民の声かけをして、声を聞いて、そして私どもの方にしっかり届けていただければとそんなふうに願っております。

以上です。

○3番（田村秀男君） はい。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） そういうことをもう少し早くやっていただければと思います。

ここで町長転換するって言うんだったら、やっぱりさすが英断だなということで歓迎しますけれども、もう1回アンケート調査としてそれからまた見るっていうことでしたらですね、英断とは判断してないんで、まあ仕方ないですね。

以上、7点について見解を伺いました。

課題を共有できない点もありましたけれども、人口減少はやっぱり深刻な問題です。

行政だけでは到底かなわぬ重要課題です。

官民、市町村を超えた連携と知恵を絞る人材が過疎からの脱却と奇跡を起こすキーポイントになると考えています。

過疎からの脱却には知恵を絞る人材が必要不可欠と思います。

また、新しい政策については、広く町民の意見を聞いて政策形成過程の経緯をですね、しっかりと説明することが町民主体の協働のまちづくりであり、自治基本条例や議会基本条例の目指すところであります。

以上を述べて、私の一般質問を終わります。

○議長（西原 浩君） 以上で、3番田村秀男議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時07分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次に、2番横田保江議員、質問者席にお着き願います。

○2番（横田保江君） はい。

○議長（西原 浩君） なお、質問は一問一答方式であります。

○2番（横田保江君） はい。

○議長（西原 浩君） 2番横田議員。

○2番（横田保江君） はい。

通告に従い一般質問をします。

1、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について」。

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が決まりました。

長引くコロナ禍に加えて、原油価格や物価高騰の影響により、生活者や事業者は、様々な分野で大きな負担を強いられています。

住民の暮らしや事業者を守る手だてとして、生活者支援と事業者支援という事で地方創生臨時交付金を有効に活用して欲しいと考えます。

そこで、5点にわたり質問をします。

1点目、政府は、コロナ禍における原油価格・物価高騰対策を閣議決定しましたが、令和

4年度の臨時交付金の交付スケジュールと当町における事業計画の内容とスケジュールについてお聞きします。

○総合政策課長（寺尾真太郎君） 議長。

○議長（西原 浩君） 総合政策課長。

○総合政策課長（寺尾真太郎君） 令和4年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付スケジュールの方についてお答えいたします。

交付金の交付を受けるに当たりましては、事業計画の方を作成いたしまして国に提出する必要がありますけれども、令和4年4月1日付で内閣府から通知されました交付金の取扱いにおいて、本年度は、5月の下旬、7月の下旬、冬頃という3回の計画提出の受付を行い、それぞれの提出時期に応じまして、6月中、9月中、冬頃に交付決定を行う予定であることが示されたところであります。

このことを受けまして、本町では、国や北海道による支援制度及び本町におけるコロナ禍の状況や原油価格ですとか物価高騰が与える影響を注視するため、第1回目の5月上旬の実施計画の提出は見送りまして、第2回目の7月の提出に向けて、現在、各所管部署において、対象事業の立案に向けた検討の方を行っているところであります。

なお、実施計画の提出に先立ちまして、緊急性の高い3事業につきましては、これまでの実績から本交付金の充当を見込みまして、本定例会に提出した補正予算案の方に計上させていただいております。

以上です。

○2番（横田保江君） はい。

○議長（西原 浩君） 2番横田議員。

○2番（横田保江君） わかりました。

次、2番に行きます。

学校給食費については就学援助制度がありますが、支援の拡充を行う考えはありますか。

○学校給食センター長（池田卓也君） 議長。

○議長（西原 浩君） 学校給食センター長。

○学校給食センター長（池田卓也君） 給食費の臨時交付金の活用については、給食費のみならず、全体計画の中で調整し活用することも検討したいと考えています。

なお、給食費における援助制度として就学援助や特別支援教育就学奨励費補助制度があり、幼稚園については一定の条件を満たした世帯に副食費などの減免制度を設けております。

本制度は、経済的に困窮している家庭を対象としており、収入状況を確認した上で、支援が必要な世帯は、申請に応じ支援を受けられることとなりますので、御理解願います。

○2番（横田保江君） はい。

○議長（西原 浩君） 2番横田議員。

○2番（横田保江君） 不公平にならないような支援の拡充をお願いいたします。

次に、3番に行きます。

住民税非課税世帯に10万円給付しましたが、実績をお聞かせください。

○福祉部次長（干場みゆき君） 議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部次長。

○福祉部次長（干場みゆき君） この質問につきましては、私からお答えさせていただき

ます。

国の子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金を活用しました令和３年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業、これにつきましては、令和３年度分の住民税非課税世帯及び令和３年１月以降に家計急変となられた世帯を対象としまして、世帯主の方に１０万円を支給する事業であります。

本町では令和４年２月から申請受付を開始しているところです。

対象と思われる１，１５８世帯の世帯主の方に個別にお知らせするなど事業の内容を広く周知を行い、令和４年３月末時点で１，０８２世帯に給付をしています。

なお、申請の受付期間は、本年９月３０日までとなっております。

別海広報５月号で町民の皆様に周知をし、引き続き申請受付を行っているところです。
以上です。

○２番（横田保江君） はい。

○議長（西原 浩君） ２番横田議員。

○２番（横田保江君） はい。

これまでのコロナ禍では、非課税世帯に対する支援、そして、急変した困窮世帯ということで支援があったということですが、非課税世帯に近い、けど、今まで支援がなかった世帯は３年もの間コロナ禍で収入が減少し、それに加えて今回は様々な物価も上がり非課税になった方もいるかもしれませんけれども、そうならなかった人たちは、より大変なことが想像できると思いますが、いかがですか。

○福祉部次長（干場みゆき君） 議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部次長。

○福祉部次長（干場みゆき君） 物価高騰に伴う対策につきましては、国や北海道におきましても今進められている事業が何点か考えられているというふうに伺っております。

地方創生臨時交付金を活用するという内容につきましては、先ほど総合政策課長からも答弁ありましたように、今後、町全体の実施計画の中で調整させていただくこととなりますので、議員おっしゃるような御提案の対象者というか、そういった狭間の世帯の方ということも考慮しながら、慎重に施策について計画していきたいなというふうに考えております。

以上です。

○２番（横田保江君） はい。

○議長（西原 浩君） ２番横田議員。

○２番（横田保江君） はい。

他の自治体では２００万円以下の世帯に対する支援を行っているというところもあります。別海町としてはいかがですかと聞いたんですけど、今御返事もいただきましたので次に移ります。

４番目、事業者に対する電気、ガス、燃料費などの光熱費等の負担軽減策を行う考えはありますか。

○総合政策課長（寺尾真太郎君） 議長。

○議長（西原 浩君） 総合政策課長。

○総合政策課長（寺尾真太郎君） 北海道の方におきましても、この６月の定例会でコロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策としてですね、臨時交付金を活用した関連予算の方を補正予算の方に提出しております。

対策の中には、原材料等の価格高騰により影響を受けている道内中小企業等の事業継続を支援する支援金の支給に係る予算や燃料高騰の影響を受ける交通事業者の事業継続に向けた支援なども盛り込まれております。

これらの原油価格・物価高騰による支援には、電気、ガス、燃料費等による影響が含まれるものと見込まれますけれども、北海道による制度内容が明らかになった時点で、電気、ガス、燃料費等に対する町独自の追加支援が必要なのか、それとも、別な支援が必要なのかを見極めて、今後判断してまいりたいと考えております。

以上です。

○2番（横田保江君） はい。

○議長（西原 浩君） 2番横田議員。

○2番（横田保江君） 私が事業者に聞いたところ、光熱費が上がり大変だっという声が多くありました。また、ガス代が月2万円との声もありました。

ぜひ支援と考えますが、いかがでしょうか。

○総務部長（浦山吉人君） 議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） 私の方から答弁させていただきたいと思います。

議員おっしゃるように、いろんな場面でいろんな方々がこの物価の高騰であったり燃料価格の高騰ということに対してこれが生活にあるいは事業に直結して苦しんでいると現実っていうのは、多く見受けられるということは重々承知しているところでございます。

先ほど来、総合政策課長の方からも答弁をさせていただいておりますけれども、そういったものに向けての支援策についてというものをつまびらかに調査しながら、どういった形での支援策というのを講じるのがうちの町としてふさわしいのか、十分に検討させていただきながら方向性の方を打ち出していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○2番（横田保江君） はい。

○議長（西原 浩君） 2番横田議員。

○2番（横田保江君） ぜひ、支援をしていただきたいと思います。

次、5番に行きます。

地域経済の活性化と生活者支援を目的としたプレミアム商品券の発行の考えはありますか。

○産業振興部長（門脇芳則君） 議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部長。

○産業振興部長（門脇芳則君） 前の質問の答弁とですね、一部重複しますが、先ほど来申し上げているとおりですね、北海道では、現在開催されております道議会第2回定例会において、コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策を活用した緊急経済対策案とそれに伴います関連予算が提案され、一部既に可決されているところでございます。

プレミアム付商品券やプレミアム付食事券など、需要喚起・消費喚起による経済活動の活性化策もこの中に含まれておりますので、これらの事業の制度内容の詳細や効果等を見極めた上で、検討する必要があるというふうに考えているところでございます。

以上です。

○2番（横田保江君） はい。

○議長（西原 浩君） 2番横田議員。

○2番（横田保江君） はい。

ここも私も聞いたところによりますと、昨年11月頃から今年1月末までで、プレミアム商品券がありましたけれども、そのときは事業者も喜んでおりましたが、1月末頃から5月中頃までは、別海町でもコロナが多く出ていて、客足もぴたりと止まっていた。

そこに、この物価高騰です。

今は、少しずつお客さんも増えてきましたけれども、まだまだ足りないとの声がありました。

もう少しの間支援が必要ではないかと考えますが、いかがですか。

○産業振興部長（門脇芳則君） 議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部長。

○産業振興部長（門脇芳則君） 先ほど来申し上げておりますが、その辺の事情ですね、調査をしながらですね、どんな支援が必要か、道の支援等もですね、見極めながら、町の支援策を今後考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○2番（横田保江君） はい。

○議長（西原 浩君） 2番横田議員。

○2番（横田保江君） ぜひ、交付金を有効に活用していただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（西原 浩君） 以上で、2番横田保江議員の一般質問を終わります。

ここで消毒作業のため、暫時休憩いたします。

午前11時25分 休憩

午前11時29分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次に、13番中村忠士議員、質問者席にお着き願います。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） なお、質問は一問一答方式であります。

○13番（中村忠士君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 通告に従いまして質問をいたします。

1点目です。

「GIGAスクール構想について」であります。

GIGAスクール構想とは、2019年、令和元年12月に文部科学省が発表した、教育改革案、学校教育におけるICT、情報通信技術環境整備についての構想を言いますが、具体的には、児童生徒1人1台の学習用パソコン・端末の普及やクラウド活用を踏まえた高速大容量の通信ネットワーク環境の整備を行い、個別に最適化された教育の実現を目ざすものとされています。

別海町においても、既に小中学校の全児童生徒並びに教職員用の端末が1億4,000万円の経費をかけ、総数で1,600台導入され、活用が始まっています。

しかし、GIGAスクール構想・ICT教育について、実践が進むにつれ、多くの問題が全国的に生まれてきていることも事実です。

例えば、コンピューター利用が自己目的化し、教職員の多忙化が加速してしまっている事例、ＩＣＴ教育が必ずしも学力の向上、学びの深化に結びついていないという事例、視力の悪化につながっているのではないかという疑念、電磁波が児童生徒に及ぼす影響についての疑念などが指摘されているところです。

私は、ＧＩＧＡスクール構想・ＩＣＴ教育全般を否定するものではありませんし、教育に活用できる面も多々あり、子供たちの発達に寄与する部分については大いに活用していくべきと思っています。しかし、やり方、使い方を間違えると大きな弊害が生まれる、両刃の要素を持ったものだと思います。

子供の全面発達を促すという教育の役割を果たすものにＧＩＧＡスクール構想・ＩＣＴ教育がつながっていくことを願い、４点質問します。

１点目です。

教育委員会は、ＧＩＧＡスクール構想・ＩＣＴ教育の推進によってどういう教育を目指したのか、また、目指したものがどこまで達成できたのか、課題となっているものは何かについて、教育長はどのように把握し、認識されているのでしょうか。

お聞かせください。

○教育長（登藤和哉君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育長。

○教育長（登藤和哉君） それではお答えをさせていただきます。

ＧＩＧＡスクール構想は、社会の変化に伴い、学校における情報通信技術の活用により、学校教育が直面する課題の解決及び学校教育の一層の充実を図ることが重要となっていることに鑑み、全ての児童生徒がその状況に応じて効果的に教育を受けることができる環境の整備を図るため、法律に基づき実施しております。

教育委員会では、ＩＣＴの活用により、子供たちの主体的な学びや協働的な学び、また個別最適な学びに資するべく、昨年４月には、町内全小中学校でタブレット端末の使用を開始し、ＩＣＴをツールとして日常的に使いこなすことで、変化の激しい社会を生き抜く力の育成を目指しています。

タブレットの貸与から１年余りが経過し、各校を訪問して状況を確認していますが、教職員、児童生徒ともに慣れる段階から使いこなす段階に移行しつつある状況です。

また、ＩＣＴの活用による協働的な学びと個別最適な学びの相乗効果で、児童生徒の資質・能力を向上させる授業改善が進み始めていると認識をしております。

課題になりますが、町内８地区中４地区が光回線未整備であり、回線速度が影響する活動については十分に行えていない現状にあることが挙げられます。

しかしながら、それらの学校においても、既存の回線に加え、ＬＴＥのポケットＷｉ－ｆｉを複数台設置することによって、学習環境を保障しているところでございます。

以上です。

○１３番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） １３番中村議員。

○１３番（中村忠士君） 課題となっているものが何かって言うところがね、今の段階では、まず一番大事なかなと思います。

約２年ぐらいですかね、もう実際に試行的なものも含めて始まって、２年以上が経過してるかなというふうに思うんですけども、私ね、このＧＩＧＡスクール構想をやっぱり進めるべきだっていう立場でもあるんですよ。

でね、進めるべきだという立場でね、1つの論文というか記事が出ているんで紹介したいと思うんですが、株式会社エクシスのビジネスソリューション事業本部というところがね、21年の8月に出している記事なんですけど、これね、推進する立場では書いているんだけど、課題として今何が課題になっているかという非常に整理されているなっているんです。

でね、3点課題があると。

1つはリテラシー面の課題。使いこなすという、技術を使いこなすという面。

それから、2つ目は運用面での課題。

それから、3つ目がセキュリティー面の課題というふうにして整理してですね、それぞれ、例えばリテラシー面での課題ということであれば、教員のITリテラシー問題等々ですね。

それから、運用面の課題では、持ち帰り時の対応の問題、それから等々。

それから、セキュリティー面では、集中アクセスやセキュリティーホールの問題、それに対する対応等々、こういうふう整理してね、課題を提示してます。

これすごく実態に合った整理だなと思うんで、ぜひ、こういうものも研究されながら今教育長が答弁された内容は、ごく概要、課題の概要を述べられたかなというふう思うんで、ぜひ細かくですね、課題がどういう課題になっているかというのを整理していただきたいなっているというふうに思いますが、いかがですか。

○教育長（登藤和哉君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育長。

○教育長（登藤和哉君） 私自身その論文をちょっと見ていないので、はっきりしたことは申し上げられないんですが、確かに教員の技術的問題については、特に、異動時、自治体によってタブレット端末が違うという時点でそういう事象があるんですが、実は教員もそれぞれ研修会を行って技術力が上がっており、1カ月あるいは1カ月ちょっとあれば、ある程度機械に慣れていくというところまで来ているという状態でございます。

また、運用面の課題、持ち帰りについては、実は校長会でも話題にしておりますが、機器の破損、これが出てきているという実態があります。

これについては、タブレット自体を文房具というふうに考えておりますので、やはりある程度の破損は仕方ないのではないだろうかというふうに考えております。

セキュリティーの問題については、アクセスの問題とかいろいろありますが、まだ、これからの質問にもちょっと出て関係してくるところなので多くは申しませんが、これから整備されるであろう法律にのっとってやっているという現状もありますので、その点については、私ども今の答弁では具体的な部分は答えませんでした、こういう課題もあるという認識はあります。

ただ、課題ばかりではなく、大きな利点もあって、具体的に申し上げますと、不登校の児童生徒がタブレット使って参加することがだんだんできるようになってきたと。

これもある程度、仮成果として考えられるものではないかと。

なので、子供たちにとってどれが一番いいのかというのが私たちの基本の考えでございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

現状の把握については次の質問でいたしますので、もう1つですね、お聞きしたいのは、先ほどこちと触れられました光回線の問題なんですが、これ課題の一つかなと思います。

現状は述べられましたけれども、今後整備がですね、どういうふうに進んでいくか展望お知らせください。

○副町長（佐藤次春君） 議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） 今質問のありました光ファイバー整備の状況についてですけれども、昨日の繰越明許費の中でも少し説明はさせてもらってるんですけども、令和2年度の事業で令和3年度まで繰り越しましたけれども、さらにコロナの影響あるいは資機材の調達困難というようなことがありまして、令和4年度にその事業をほとんどがですね、繰り越された、ほとんどの事業費が繰り越されたということでございます。

現在のところ、進捗率としては、ほぼ100%に近いということでありまして、最終的にですね、回線は網羅されましたけれども、つなぎの部分ですとか、後は町民の皆さんに利用してもらうためにいろんな事務的な準備をですね、今NTTの方と詰めているところでございます。

7月の4日にですね、事業費が、全部の公設民営という形でですね、整備しております市町村全ての事業費が確定するというので、7月の4日に臨時会におきまして、工事請負契約の変更について、議決をしていただきたいというふうに準備をしておりますけれども、具体的には7月の15、6日までに工事が全て完成し、別海町に引き継がれるという予定でございます。

7月20日には完全に完了すると。

21日からは、町民の皆さんに、活用できるように、NTTの方と契約しましてですね、活用についての受付等を始めるという予定で、ただいま準備をしているところでございます。

もう少しお待ちいただければというふうに思います。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい、わかりました。

2点目の質問に入ります。

GIGAスクール構想・ICT教育の推進が、教職員の一層の多忙化、児童生徒や保護者の負担増につながらないよう、教育委員会是对策をしっかりとる必要があると思います。その点での実態調査はされているでしょうか。

また、対策の具体例についてお聞かせください。

○教育部長（山田一志君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） この御質問につきましては、私の方からお答えさせていただきます。

GIGAスクール構想の推進には、教職員の技術習得や保護者の理解は不可欠であり、それらによって児童生徒の資質・能力の向上に資する教育が展開できるというふうに考えております。

教育委員会では、一昨年度、各校においてＩＣＴ活用の要となる推進教師に対して研修を実施し、昨年度当初からのタブレット導入に備えておりました。その後、各校でＯＪＴの形で教職員の技術習得を進めたり、町内全教職員が参加しております別海町教育研究協議会と連携しまして、その協議会の協議の場を活用した実践による習得場面を設定するなど、教職員が無理なく、必要感をもって技術の習得ができる対策をとってまいりました。

こうした取組によりまして、現在では、教材作成等の効率化が進み、教職員の多忙感の解消につながりつつあるというふうに考えております。

また、保護者の負担感についてですが、家庭における通信環境の整備等も含めまして、少なからず負担感あることというようなことは承知してございます。

教育委員会としては、そうした家庭の状況を把握すべく、各校への実態調査を実施するなど、随時状況の報告を受けておりますが、昨年度、タブレットの持ち帰りを始めた２学期当初にあった家庭からの御意見等につきましては、現在は、ほぼなく、保護者からも一定の御理解をいただけているものと認識をしております。

なお、特に配慮が必要と思われる就学支援を受けている御家庭には、ルーターの無償貸出しや年額１万２，０００円の通信費を補助しており、今後も必要な補助等について継続してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○１３番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） １３番中村議員。

○１３番（中村忠士君） はい。

一定の調査をしてるっていうことをなんですが、個別にですね、個々の先生であったり、個々の保護者であったり、あるいは高学年だと自分の意見を言えるんじゃないかなと思うんで児童生徒も含めてですね、個別のアンケート等のそういう生の声を聞くっていう調査はやっているのでしょうか。

○教育部長（山田一志君） はい。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） 各学校一人一人の先生というふうにはいきませんが、ただ、あの教育委員会の方ではですね、各学校訪問等、経営指導訪問ですとか、各機会を通じてですね、そういった状況については、意見を聞き取りをしておりますので、各校先生の意見、家庭の意見などについて、学校に寄せられているものにつきましては、確実に教育委員会の方で聞き取り確認をしているというところであります。

以上です。

○１３番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） １３番中村議員。

○１３番（中村忠士君） はい。

なかなか声出せないとかね。という状況も中にはあるわけで、それをどう救っていくのかということについてはまた論議しましょう。

ちょうど中間点に入っていくんですね、この令和７年までの間のね、ちょうど中間に入っている時期ですので、また別途論議したいと思います。

最初の具体例の問題でＩＣＴ支援員の問題について触れられなかったんで、ちょっとお聞きします。

４校に１人という配置が国の基準になってるんですが、どういうふうになってるか、あ

るいはまた、これで足りるのかという問題についてお伺いします。

○教育部長（山田一志君） はい。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） 今御質問にありましたとおり、基準が4校に1人というようなことになっておりますので、その基準は満たす数を現在配置している状況にあります。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

これについてもですね、また詳しく論議をしたいというふうに思います。

これで足りてるのかという問題も含めてありますので。

3番目の質問入ります。

GIGAスクール構想はクラウド活用が前提となっています。クラウドに個人情報を含め様々なデータが蓄積されることになりましたが、個人情報保護の観点からどのような対策が必要と考えていますか。

また、実際にどのような対策を取っているか、お聞かせください。

○教育部長（山田一志君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） それでは、私のからお答えいたします。

GIGAスクール構想により導入されましたタブレット端末により、個別最適な学びはもとより、クラウドの効果的な活用によって、協働的な学びを一層進めることが可能というふうになります。

そのため、教育委員会では、法律や条例等を踏まえた上で、クラウドの活用を含めたタブレット端末の積極的な活用を各校の方に奨励しております。

しかし、現実には、例えば氏名や生年月日などについても法的には個人情報と考えられることもあり、成績やプライバシーに関わる重要な情報の保存は、校内の共有サーバーのみというふうにしております。

なお、対策としましては、「別海町学習用タブレット端末の使用及び管理に関する規程」及び「クラウドサービスに係るアカウント取扱ガイドライン」で規定するとともに、定例校長会議の場で都度注意喚起を行っております。

また、これを実際の学習活動の場面で遵守するための対策が肝要であるというふうに考えまして、教育委員会では、メディアリテラシーに関する研修動画を作成しまして、町内全ての教職員に提供するとともに、児童生徒に対する指導の実践例を示すなど、実際に現場で指導に当たっている教職員の資質や能力の向上を図るための対策を取っているところであります。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

お聞きしたら一定のね、慎重な態度というかね、そういうものが見られるんですが、今後どういうふうになっていくのかという点については、また様々な議論をしていかなければいけないなというふうに思いますが、現状としてはわかりました。

4点目の質問に入ります。

タブレット端末の更新時期、その費用と財源についてどのように考えているか、お聞かせください。

○教育部次長（宮本栄一君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育部次長。

○教育部次長（宮本栄一君） お答えいたします。

タブレット端末につきましては、整備から6年が経過する時点での著しい劣化が想定され、また、端末と併せて購入したマイクロソフトオフィスのライセンス期間が満了となる令和8年度に更新を計画しております。

令和2年度に端末整備を行った際には、公立学校情報機器整備費補助金並びに新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として整備を進めましたが、更新を計画している令和8年度時点での端末更新に係る国の補助制度の内容や更新が必要となる端末台数、また、各家庭や個人で所有する端末を授業等で利用する、いわゆるBYODの検討なども含め未確定なことが多いことから、国の動きも注視しつつ、端末更新の計画について検討を進めたいと考えています。

なお、令和8年度に端末を更新する場合の費用については、小学校、中学校合わせて約1億2,900万円の事業費と推計しております。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

BYODの話が出ましたんですが、町の広報にもね、これ教育委員会の別海町版GIGAスクール構想の推進という記事の中でありまして、このBYODというのは、解説もあります。

児童生徒が私物の末端持ち込んで学校で利用することだというふうに解説されているんですが、要するに端末を各自で購入するということになるのか、その費用負担をどうなるのかってことがこれ見たら心配なってくるわけですね。

この点についてはどのような展望をお持ちですか。

○教育長（登藤和哉君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育長。

○教育長（登藤和哉君） それではお答えをさせていただきます。

まだ令和8年度なものですから、国の方向性も示されていない中でということなんです。今実際に道立高校なんかは、このBYODを活用して、それぞれ1学年からタブレットを整備しているという状況にあります。

ただし、生活困窮者なんかはなかなか買えないということで、その費用については都道府県が負担するという形をとっておりますが、自治体としても購入の補助ということで、別海町は補助金を約2分の1という形で出しております。

今現在ではそのような形になるのではないだろうかと予想はしておりますが、国の方針いかんではどのような形になるかというのは結果申し上げられないですが、今現在、そのような形でなるのではないだろうかとというふうに考えているところでございます。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

結局また負担が増えるのかっていう、義務教育は無償だっていう話はいったいどこいったんだということになりかねない。なると言ってませんよ、なりかねない話であったと思います。

大いにですね、この論議は続けていかなければならないと強く感じました。大変大事な問題だと思いますので、今後また論議していきたいと思います。

この点については以上で終わります。

○議長（西原 浩君） それでは、ここで13時まで休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後 0時59分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

ここで、先ほどの中村議員に対する答弁に訂正がございますので、お受けいたします。

○副町長（佐藤次春君） 議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） 午前中に私からの中村議員の質問に対する答弁の中で、光ファイバー整備の進捗、そして今後のスケジュールについて説明いたしましたけれども、ちょっと日時等にですね、誤りがありました。

次のように、訂正をさせていただきたいと思いますが、7月4日に別海町におきましての議会で、工事契約の変更の議決をいただく予定になっております。

その後、7月15日に工事が完了する予定でございます。

さらに、7月19日までは工事の検査を終了いたしまして、同日7月19日に保守契約等を締結する予定になっております。

7月20日から光ブロードバンドサービスを開始できるという予定になっておりますので、訂正をしてお詫びを申し上げます。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

それでは、大きな2番目についての質問に入らせていただきます。

2番目は「公共施設内における農薬使用並びに管理について」であります。

平成25年4月26日に農水省消費安全局長、環境省水大気環境局長名で出された「住宅地等における農薬使用について」では、「農薬は、適正に使用されない場合、人畜及び周辺の生活環境に悪影響を及ぼす恐れがある。特に、学校、保育所、病院、公園等において農薬を使用するときは、農薬の飛散を原因とする住民、子供等の健康被害を生じないよう、飛散防止対策の一層の徹底を図ることが必要である。」とし、農薬使用に関する注意を促しています。

また、本年5月2日付で、厚労省医薬生活衛生局長、農水省消費安全局長、環境省水大気環境局長の連名で「令和4年度農薬危害防止運動の実施について」が出され、前述の「農薬使用について」と同趣旨の内容で、6月1日から3カ月間を「農薬危害防止運動期間」とし、全国的に農薬の安全かつ適正な使用を推進する運動が展開されているところです。

これに関する別海町の取組などについて3点お伺いします。

1点目です。

別海町が管理する学校、幼稚園、保育園、公園、公民館、図書館、郷土資料館、社会体育施設、病院について除草剤等農薬の使用について状況をお知らせください。

学校、幼稚園、保育園については、使用しているのが何校中何校、何園中何園、公園については、何カ所中何カ所という答え方で結構です。

○教育部次長（宮本栄一君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育部次長。

○教育部次長（宮本栄一君） お答えいたします。

本町が管理する学校におきましては、校舎周りやグラウンド等に除草剤を使用しており、児童・生徒が活動している時間帯には散布しないなど最大限の配慮をしております。

また、社会教育施設である公民館、図書館、郷土資料館におきましては、駐車場のインターブロックの隙間や周辺歩道のアスファルト部分に、害が少ないとされている除草剤を年1回程度使用しております。

社会体育施設につきましては、隔年で専門業者による除草剤散布作業を行っており、散布前には近隣住民に文書等によるお知らせをするとともに散布対象施設において、立入禁止等の措置を講じた上で使用をしております。

令和3年度における小学校の使用状況につきましては、8校中3校、中学校は8校中5校、また、幼稚園では使用している園はないことを確認しております。

○総務部次長（伊藤輝幸君） 議長。

○議長（西原 浩君） 総務部次長。

○総務部次長（伊藤輝幸君） 私からは、学校、幼稚園以外の施設の状況についてお答えいたします。

保育園は7園ありますが使用しておりません。

町立公園は7カ所中3カ所で使用しております。

また、町立別海病院、西春別駅前診療所及び尾岱沼診療所では使用しておりません。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） お答えをお聞きすると、幼児といいますかね、小さいお子さんの施設には、つまり、幼稚園とか保育園では使用していないということですから、一定の配慮がされているものと理解をしましたが、学校においてはですね、16校中8校使用をしているということになるようです。

それで以前ですね、ちょっとお聞きした時には、この8校中7校でですね、ラウンドアップあるいはグリホエキスといったグリホサート系の除草剤が使われているというふうに理解をしています。

それで、ぜひですね、2番目の質問に入るんですが、農水省、環境省等は、「住民、子ども等の健康被害を生じないよう、対策の一層の徹底を図ることが必要」と言っているわけですが、今申し上げたように、学校で使われてる農薬使用の危険性についてどのように認識し、どのような対策を具体的に取っているのでしょうか。

また、使用だけでなく管理についてもどのような対策をとっているのでしょうか。

お聞かせください。

○教育部長（山田一志君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） 失礼しました。

それでは、この質問につきまして私の方からお答えいたします。

教育委員会では、「北海道農薬危害防止運動実施要領」に基づきまして、農薬の保管管理及び適正処理に関する指導を行っており、町内各学校では、ボイラー室や外の物置で施錠して子供たちが農薬に触れることがないように、保管管理について徹底されていることを確認しております。

教育委員会関係は以上です。

○建設水道部長（伊藤一成君） 議長。

○議長（西原 浩君） 建設水道部長。

○建設水道部長（伊藤一成君） 建設水道部におきましても、除草剤の使用実績はございますので、お答えします。

除草剤の使用につきましては、町発注の町道除草作業業務委託の中で、別海市街4路線の街路樹の除草作業に使用しております。

市販されている除草剤を使用していることから、使用基準に従って使用している限りは、危険性はほぼないものと認識をしております。

しかし、使用の際には十分に注意が必要と考えており、使用量や希釈倍数等を厳守し、人体等に悪影響を及ぼさないよう、眼鏡、マスク、手袋等の着用について委託業者と協議をしております。

また、通行人がいる場合や風が強いときなどは、散布を中止し、飛散防止に努めていると報告も受けております。

管理につきましては、誤飲などを防ぐため、密栓し施錠された場所に保管しているとの報告を併せて受けております。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

ちょっと今建設水道部の方からは危険性についての認識、ある程度お聞きできたかなというふうに思います。

したがって、あの使い方には十分気をつけているっていうようなお答えだったかなというふうに思うんですが、ちょっと教育委員会の方の認識っていうものを改めてその農薬の危険性について改めてお聞きしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○教育部長（山田一志君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） 先ほどもちょっと答弁の中にもあったんですけども、建設水道部と同様にですね、北海道農薬危害防止運動実施要領、これに基づいて、行っているということです。基本的なその考え方というのは、同じですので、同様の考えをきちっと持った上で、作業ですとかそういったものを行っているということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

それじゃ、気をつけてやってるっていう御答弁でそれはそれで大変大事な事かなと思うんですが、とりわけですね、先ほど言いましたけれども、小中学校使用してる8校のうち7校でラウンドアップ、グリホエキスなどのグリホサート系の除草剤が使われていると。

グリホサート系の農薬についての規制や禁止を行う国や地域が増えてる状況であります。

圧倒的ではないですよ。まだ少数と言えば少数なんですけど、それが徐々に増えてるっていう傾向にある。あるいは、危険性を指摘する論文等も数多く発表されているという状況にあります。

そういう状況についてですね、教育委員会はどうのように理解されて認識をお持ちでしょうか。

○教育部次長（宮本栄一君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育部次長。

○教育部次長（宮本栄一君） お答えいたします。

小中学校におけるですね、農薬につきましては、令和3年度の実績で7種類の液状のものを使用しているんですけども、この農薬なんですけれども、危険性、有害性ですね、恐れのある化学物質等につきましては、自主管理に必要な情報が確実に伝えられるようにすることを目的にですね、統一した様式で提供するよう労働安全衛生法の方で義務づけられておりまして、その安全データシートにより提供することになっております。

それで、町内の学校で使用している薬品につきましては、このデータシートにより、危険性や有害性がですね、少ないということを教育委員会では確認をしているところです。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

私がお聞きしてるのは、そういうふうに国の基準とあるいは表示のとおりその規定を持ってやってるんだっていうことなんですけど、私がお聞きしたいのは、世界的な動きの中でグリホサート系の薬剤、農薬についてはその危険性が指摘されることが多くなっている。

それを規制する国あるいは地域が多くなっている。そういう認識はお持ちですかと。

とりわけそういう世界的な動きになってるっていうことについては、どう思っておられるんでしょうかとお聞きしたんです。

○教育長（登藤和哉君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育長。

○教育長（登藤和哉君） お答えをさせていただきます。

もちろん市販の農薬でありますので、ただ、取扱いについては十分注意しなければならないという観点で、周りに配慮し正しく使用する、これが第一前提になると思います。

ただ、農薬取締法の中では、不正や粗悪な農薬、これが出回ることを禁止しているというところで、今現在、禁止農薬にはなっていないものですから、取扱いに十分注意をして

使用しているという現状にあります。

しかしながら、今後ですね、いろいろな専門的知見で発がん性とか、いろんなことが出てくるとなると、法律が先に動いてくるというふうに思いますので、国の動向をしっかり注視して、農薬については取扱いを十分注意したいというふうに考えております。

以上でございます。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） ぜひ、いろんな論文が出てますから研究してください。

特にですね、グリホサート系の農薬については、グリホサートそのものの危険性も指摘されているんだけど、最近ですね、そういう農薬に使われる補助剤、界面活性剤が使われるんですけど、浸透しやすくするために補助材が使われてるんですが、この補助剤の毒性が非常に強いって高いというそういう論文も最近出てきています。

そういうものも含めてですね、国が安全だと言ってるから安全だということだけにとらわれないで、ぜひ、子供のために、町独自の研究なりあるいは認識を持つての対策なりをとっていただきたいなと。

特にですね、1992年なんですけど、「地球サミットを国連環境会議」で、「環境と開発に関する利用宣言」1992年に出されてるんですけど、こういうふうに言ってるんです。

完全なエビデンスがなくても、環境悪化を防止する対策を先取りしなくてはならない。

つまりね、疑わしきは対策をとるんだってということなんですよ。

完全なエビデンスがなくとも、対策を先送りしてはならないということを宣言してるんですね。

これをね、予防原則っていうんですよ。

予防すると、完全なエビデンスがなくとも予防のために予防の観点から対策を取るっていう、そういう観点でですね、ぜひ、研究と検討を続けていただきたいというふうに思います。

3点目に行きます。

「農薬危害防止運動期間」は、農薬の安全な取扱いについて特別重視する期間となっているわけですが、別海町の「運動期間」における特別に重視して取り組んでいることは何か、お知らせください。

○農政課長（小野武史君） 議長。

○議長（西原 浩君） 農政課長。

○農政課長（小野武史君） 初めに、私の方からお答えいたします。

国で定めている「農薬危害防止運動実施要綱」では、依然として、周辺住民や農作物等への飛散防止対策、住宅地等における農薬の適正使用等に十分な配慮がなされているとは言えない場面が散見されることなどを踏まえ、本年度については、農薬は、周りに配慮し、正しく使用をテーマに、農薬を使用する機会が増える6月から8月末までを運動期間として取り組むことになっております。

本運動の実施主体は、国、都道府県、保健所設置市及び特別区となっていることから、町として特別に重視し取り組んでいることはありませんけれども、本運動期間中は、農薬及びその取扱いに関する正しい知識の普及啓発用ポスターを役場庁舎内に掲示をし、周知を図っております。

○教育部次長（宮本栄一君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育部次長。

○教育部次長（宮本栄一君） それでは、教育委員会関係分についてお答えいたします。

北海道教育委員会では、文科省及び道農政部からの農薬危害防止運動の依頼を受け、農薬危害防止運動及び北海道が作成した「農薬危害防止運動実施要綱」を各市町村教育委員会に通知しております。

町教育委員会はこの通知を受け、除草剤散布作業時には周辺に配慮し、正しく使用するように各学校へ注意喚起を行っております。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

厳重な管理と使用の厳格な要領に基づいたですね、使用をとりわけ強く求めていきたいと思います。

3つ目の質問に入ります。

3番目の質問です。

「ゲノム編集トマト苗の無償配布計画への町の対応について」お聞きします。

ゲノム編集トマトの開発会社が全国の障がい者施設や学校にゲノム編集トマト苗を無償配布するという計画がありました。

ゲノム編集は、生物に元々備わっている遺伝子を一部破壊して、特定の性質を持つ作物や生物を生み出す技術とされています。

専門家の間でも様々な意見がありますが、「ゲノム編集技術は安定した確立された技術とは言えない」とする専門家、研究者も多く、ゲノム編集トマト等ゲノム編集食品については、長期的な健康障害等、安全性の証明はされていないのが現状です。

ゲノム編集トマトの開発会社が全国の障がい者施設や学校にゲノム編集トマト苗を無償配布する計画に対し、道内自治体で「受け取る」と回答したところはなかったという報道が今年4月にありました。

ゲノム編集トマトの開発会社によるゲノム編集トマト苗の無償配布について、別海町並びに別海町教育委員会はどのように受けとめ、どのように対応したのか、経緯を含めてお知らせください。

また、町内における障がい者施設や学校での受け取りはなかったのかどうかについてもお知らせください。

○福祉部長（今野健一君） 議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（今野健一君） まず、町の対応については私の方からお答えいたします。

このゲノム編集トマト種苗の無償配布につきましては、昨年、令和3年12月に「北海道食といのちの会」という団体から、各自治体において、当該種苗の受け取りを拒否してほしい旨の要望と、受け取りに関する対応についてのアンケート調査がありました。

町としましては、無償配布の申出があった際には、十分に検討したうえで判断すると回答しています。

その後、現在までに障がい者施設を含め他の福祉施設への無償配布通知はなく、種苗の受け取りは行っていないことを確認しています。

○教育部長（山田一志君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） それでは教育委員会に係る私からお答えいたします。

ゲノム編集トマト苗の無償配布につきましては、これまで教育委員会に対する提供の申出自体がないことから、学校での無償提供は受けておりません。

また、仮に無償提供の申出があった場合の対応につきましても、児童生徒の安全を最優先に考え、安全性が確認されるまでは、児童生徒の口に入ることがないように慎重に対応をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

教育委員会の今後の対応については明確な答弁があったかなと思うんですが、福祉部長からの答弁の中には、今後どういうふうなことから判断してくのかというお答えは見えなかったような気がするんですが、その点いかがでしょうか。

○福祉部長（今野健一君） 議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（今野健一君） 当該ゲノム編集トマト苗の会社からですね、直接申出がない状況においてですね、今のところ無償配布の趣旨や目的が明確でないことから、町として何かお話できる状況ではないと考えているところなんですけれども、いろいろな考え方が、調べますと、賛成反対のいろいろな意見が出ておりますので、その辺の情報等を収集しながらですね、対応していきたいというふうに思っております。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

今部長おっしゃられたとおりに、もう本当に右から左までものすごい幅広い意見がありましてね、確かに有用だという面もないわけではないのかなというふうに思うんですけども、将来的につていうか長期的な検証は誰もやってないわけですから、そういう点でこちら辺が一番中間点かなという、ちょっと記事を見つけたので、このように言ってるということで御紹介したいと思うんですが、農林中金ってありますでしょう。

農林中金、農林中金の総合研究所の理事研究員の清水さん、清水徹朗さんが出してる記事なんですけど、こういうふうにおっしゃってます。

これ非常に中間的な考え方だと思うんで御紹介するんです。

ゲノム編集食品の推進者は、ゲノム編集によって起きる遺伝子改変は、自然界で起きている突然変異と変わらず、従来の品種改良の延長線上にあると主張しているが、誤ったDNAの切断、オフターゲットやマーカー遺伝子の残留などが指摘されており、欧州司法裁判所は、ゲノム編集は従来の遺伝子組換えと同様の規制対象とすべきとの判断を示したというふうに紹介して、ゲノム編集を含む近年の生命科学の進展は、エネルギー問題、地球温暖化問題、医療等の困難な課題の解決に寄与するものと期待されている。

しかし、人類は生命現象を全て解明したわけではなく、ゲノム編集も発展途上の技術であり過大評価すべきではないというふうに指摘してます。

ここら辺が一番中間的な考え方となっていると思うので、ぜひ研究されて町としてもですね、慎重な取扱いをよろしくお願ひしたいということを申し上げて、質問を終わります。

以上です。

○議長（西原 浩君） 以上で、13番中村忠士議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後 1時30分 休憩

午後 1時39分 再開

○議長（西原 浩君） それでは、休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次に、7番木嶋悦寛議員、質問者席にお着き願います。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（西原 浩君） なお、質問は一問一答方式であります。

○7番（木嶋悦寛君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

それでは通告に従いまして、質問をさせていただきます。

本日は大きく1点の質問となります。

「別海町の貴重な自然の保護と環境保全について」です。

別海町は1,320平方キロメートルという広大な行政区域の中で、野付半島及び風蓮湖の一带は道立自然公園に指定され、同時にラムサール条約登録湿地でもあります。

また、西別川、風蓮川、ヤウシュベツ川、床丹川、春別川、飛雁川、当幌川流域に広がる湿原や湖沼、森林は豊かで貴重な景観や生態系を残しており、本町市街地からほど近い西別湿原にはヤチカンバ、絶滅危惧Ⅱ類という氷河期からの遺存種が自生し、道の天然記念物に指定され、現在国の天然記念物指定を目指しています。

また、昨年7月には別海中央小学校北側に位置する宮舞町湿原において、ムセンスゲというカヤツリグサ科の希少種が発見されました。これも氷河期からの遺存種で、レッドデータブックではヤチカンバと同様の絶滅危惧Ⅱ類に分類されます。

さらに、今年5月から予備調査に入った兼金沼湿原東部において、宮舞町湿原で発見されたムセンスゲの群落が発見され、他にもさらに希少なスゲ類の存在が未確定ながら報告されており、今後の調査に期待が寄せられています。町内には他にも未調査の湿原がいくつも存在しています。

一方、野付半島においては昨年12月に自然保護系のNPO法人が羅網シカ、これは海岸に落ちている漁網やロープが角に絡まった状態のシカのこと、場合によってはエサを摂ることができなくなり衰弱死することがあります。

この対策として、野付漁協の協力を得て番屋敷地に立ち入り、ボランティアによる清掃活動を行い半日で280キロのゴミを回収しています。

しかし、今年に入ってから羅網シカは確認されていることから、抜本的な対策が必要であると考えるところです。海岸線の漁具等のゴミ問題は羅網シカにとどまらず、海洋プラスチックゴミの問題にもつながります。昨年回収されたゴミの多くがペットボトルであったことからわかるように、利便性と環境破壊は背中合わせということになります。

自然との共生は時として人間のエゴによりバランスを失う場合があります。しかしこの

町に住む皆さんは環境保全によって森や海の豊かさが守られているからこそ、基幹産業である酪農や漁業が成り立つということをご存知のはずです。

住民一人一人が自然の大切さに改めて知り気づき、自然保護や環境保全に自分事として取り組んでいけることが大切です。

ここで留意しなければいけないことは、どうしてもヤチカンバやムセンズゲといった個別の生物そのものに注目が集まるきらいがあるということです。実際にはそうした希少な生物が生き残ってきた自然の生態系や環境が大切なのであり、希少な生物を守るためにその生態系や環境を守っていくという本質を取り違えないようにしないといけません。

この自然保護と環境保全における課題は役場の所管で言うと複数の部署にまたがりますので、まずは自然保護や環境保全に関し、町としての基本的な考え方と未来に向けての展望を明確にする必要があることから、以下の質問をさせていただきます。

1点目です。

別海町の貴重な湿原の植物については、これまで明らかになっている部分以外にも未調査であったり、未確認であったりと今後本格的な調査研究の必要な部分が多くあると考えます。

最終的には別海町の自然の全容を解明していくために、大学や研究機関、研究者との連携をとり、植物をはじめ哺乳類や鳥類、魚、昆虫などあらゆる生物の調査研究を進める必要があります。特にこの地域の湿原はこれまでの調査からもわかるように希少な生物が生息する可能性が高く、湿原の環境を維持していくための調査研究も同時に行わなくてはなりません。

もちろん調査といっても簡単ではなく、多くの時間もかかることから、まずはできるところから確実に取り組む必要があります。

別海町の自然保護や環境保全に対する基本的な考え方と、調査研究に向けて大学や専門分野の研究者に委ねるための予算の確保について町長の考えを伺います。

○産業振興部次長（佐々木栄典君） 議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部次長。

○産業振興部次長（佐々木栄典君） お答えします。

別海町は、自然環境に恵まれた農業と漁業を基幹産業とした町です。

町としましては、このかけがえのない自然を守り、この町に暮らす全ての人たちのために、自然保護や環境保全に努める必要があります。そのため、森林の整備及び河川環境等の調査・研究を継続するとともに、自然環境の保全活動を行っている団体に対する支援や啓発活動を推進しており、今後とも本町の豊かな自然を守っていききたいというふうに考えております。

専門分野による調査研究や予算化につきましては、調査対象が膨大な数になるものと想定されることから、大学をはじめとした関係機関と連携し、今後必要とされる調査内容を精査した上で、判断する必要があるというふうに考えております。

以上です。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） 今あの、今年から調査に入った兼金沼湿原ですとか、それまでに宮舞町湿原ですとか調査に入ってきております。

ただ、本格的な調査、つまりそこにある植物が果たしてその植物なのかどうか、その昆

虫がその昆虫なのかどうかという、これまでの研究がまだそこまでは進んでないという状況の中で、これ以上のことを進めるに当たっては、やはり、今、精査と言いましたけど、やはり、一定程度予算をつけて、そこに向かっていくっていう意識が必要なのかな。行動ももちろんですね。行動は必要なのかなというふうに考えます。

調査研究の成果品というのは、まさしく私経営者ですからね、よく考えますけど。経営者にとってみればですね、これは明らかに競争を優位に立つための資源なんですよ。人、事、物、金、情報、この中での情報は特に特色を持つための優位なものになります。調査研究の情報というものを蓄積することで、別海町の特色ある優位性を持つことができるわけです。

観光にしても、その以外の経済の部分にしてもですね、優位に立つような情報として蓄積することが、今の別海町にとってどれだけ大事ななことかということ、多分町長も御存じのこと、理解していらっしゃると思います。

ここに向けてですね、はっきりと歩みだしていかなければいけないんです。

そういうことについて、もう少し具体的に考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 木嶋議員の御質問ですけれども、一例を挙げますとムセンスゲなんですけれども、宮舞町で発見されたのも町は調査をしたわけではないんです。

民間の方々が自主的に興味を持って調査している中で発見されたというようなことで、それであの部分をどういうふうに保護するかというようなことが庁舎内で議論されたんですけれども、そのときに発見された方からのお話は、ムセンスゲというのは非常に貴重な食種だと。他でなかなか発見されてない植種なんだという報告だったんですけれども、私その時一番疑問に思ったのは、ほかに発見されてないというのは探したんですかということだったんですよ。

それで、特に調査したことはないという話だったもんですから、宮舞町にあるのがレッドリストに入ってる植種だというのはわかりますけれども、うちの町内で、じゃ他にそういう同じような植種はないんだろうかということちょっと職員に探してみれと、そういう指示を出しました。

その中で、木嶋議員の関係者の方々が所有されてる地域でも見つかったというようなお話を賜りまして、これあの木嶋議員がおっしゃってることはまさに大事なことですけれども、うちの今担当次長が答弁しましたように、これをじゃあどうやって調査するかとなると、これまた、対象地域が莫大にあり、また、対象種はどのくらいあるのかっていうの皆目見当がつかない状況の中で、どうやってその保護を進めていくかというのは大変難しい話なんですけれども、できるだけそういう資源があるかないのか、そこら辺の調査をすることは大切なことだというふうには思っております。

どういう形で調査を進めるかというのはまだまだ庁舎内でも議論しておりませんので、そこら辺も議論をしていかなければなりませんけれども、自然が豊かだということを訴えていくことは確かに木嶋議員おっしゃるとおり、別海町の特色をしっかりと世界に訴えていける大きなチャンスでもあるというふうに考えておりますので、こういった形でそういう既存の動植物を調査するのか、そこら辺も今後の計画の中でしっかり検討していきたいと考えておりますので、あの取り組まないということではなくて、何とかしてどうやったらできるかというようなことをしっかり進めていきたいと思っておりますので、御理解よろ

しく願います。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

多分、庁舎内で話しててもきつとらちが明かない問題なのかなというふうに思いますし、私もいろんな自然保護関係の団体ですとか、方たちとお付き合いがありますので、やはりそうした研究者の人たちの意見を聞きながら、例えば調査計画を立てたりだとかっていうことは当然必要になって来るかなと思います。

この次の質問にも関連してくると思いますので、2番目の質問に移りたいと思います。

2番目です。

ラムサール条約の正式名称は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地」であります。水鳥の生息地としてだけでなく、日本、世界におけるに重要湿地であることも登録条件に掲げられております。

ヤチカンバが確認された西別湿原の天然記念物指定について進められていると思いますが、天然記念物指定はあくまでも点、部分での保護・保全であります。

つまり、別海町内各地に存在し、希少な植物などが確認されている湿原群や湖沼、河川を面で捉え、保護・保全する考え方が必要であると考えます。

ラムサール条約の湿地登録や、国立公園・国定公園など自然公園法に基づく保全地域の指定などはその一つかと考えます。

たまたま先日、国定公園への候補地ということで、名前が挙がりましたが、質問についてはこのまま進めさせていただきます。

近くの事例で言うと昨年3月30日に「厚岸霧多布昆布森国定公園」が指定されました。国内で58カ所目、道内では6カ所目の国定公園で、釧路町、厚岸町、浜中町にまたがっています。

以前から道立自然公園に指定されていた2万1,000ヘクタールを4万1,487ヘクタールに拡大して指定され、ラムサール条約の登録湿地や、国指定の天然記念物も含まれます。

国定公園化は、関連する区域に対しても保護・保全体制の強化がなされ、面での取組ができることと、豊かな自然を生かした酪農や漁業の差別化による振興、そして観光業への期待など、もたらす効果は計り知れません。

もちろんこのことは町が主体的に進めることはできませんが、国への積極的な情報提供、情報共有、要請など町としても取り組めることがあると考えますが、町の見解を伺います。

○産業振興部長（門脇芳則君） 議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部長。

○産業振興部長（門脇芳則君） お答えいたします。

野付風蓮道立自然公園については、一部が国指定の鳥獣保護区特別保護地区に指定され、その後、同地区がラムサール条約登録湿地となっております。

現在、国際社会では生物多様性保全のため、2030年までに世界の陸域・海域の少なくとも30%を保全・保護することを目指す目標が議論され、昨年6月の主要7か国首脳会議、G7におきまして、この国際目標に先駆けて「G7 2030年自然協約」が合意されたところです。

この合意を受けまして、昨日、町長の行政報告の中でも申し上げましたが、環境省では国立・国定公園の新規指定や拡張の候補地について調査を進めてきた結果、先般、同省から北海道を通して野付風蓮道立自然公園の国定化に向けた協議に入る旨の連絡が町の方にあったところでございます。

今後、関係自治体には意見等聴取される場面があるかと思いますので、適宜対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

私が通告をしてすぐだったんですけどね、その後にこういう環境省からの発表があったということで、びっくりしたところです。

前からそうした動きはあったので、いつかは発表されるんだろうなと思ってたんですけど、意外に早かったなという感じがしております。

これについてはやはり、本当にチャンスであるなど、先ほどどう調査していったいいかわからないとかっていう話もありました。

ですけど、ここの国定公園化に向けて何を整理していったらいいのか、で、これは近隣にそうした例があるわけですから、厚岸の人たちの聞き取りをしたりとかですね、特に行政報告の中で町長が気にされていた部分、規制の部分ですとか、そうしたことも当然あると思いますので、どのようにそれを進めていけばいいのか、調整したらいいのかということは、例えば知床で世界遺産になった時にどんな調整がされたのか、そういうことも当然参考になってくると思うんです。

そうしたことを含めてですね、この近隣の人たちとやはり調整をしていく、対話をしていくってことは大事になってくると思うんですが、そこで肝心になってくるのはやはり、専門部署、専門に取り扱う部署の設置というのは非常に重要になってくるのかなと。

町長の直轄でですね、きちんとこの国定公園化に向けて2030年までに結果を出していくってような意気込みをやっぱり示す必要があるんじゃないかなと思うんですが、その辺り町長どのようにお考えですか。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 木嶋議員の御質問ですけれども、実はラムサール登録するときの事務は、私が担当者でした。登録証を受け取ったのも私でした。

どういう経緯があったのかもよく知っておりますので、ラムサール条約登録とこの国定公園の登録とは違ってくると思いますけれども、その流れはわかっておりますので、しっかりそこら辺は道と連携をとってやっていきたいと思っております。

決してその国定公園化を阻むということではなくて、やはり地元の今現在、漁を営んでいる人たちにとって、また、観光業を営んでる人たちにとってどういう制約がでるのかというのが一番心配なことで、ラムサール登録の時もそれが一番心配でした。

そこら辺をしっかり情報を把握して、大丈夫であるという感覚また情報が入ってくれば、国定化に向けて、町として最大限の努力をしていきたいと考えておりますので、特に今回国定化に向かったプロジェクトチームを作らなくても、現に今産業振興部が担当しておりますので、町長からまた直接の指示が出ると部長もやりづらいのかもしれないけれども、経験はあるということで、特に組織を作らなくても、今の組織の中でしっかり対

応していきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

国定公園化に向けた取組、報道では発表されてましたけど、町長もう少しですね、行政報告あった以上のことをですね、盛り込んで町民にアピールするような発表もしていただけたらなというふうに思います。

3番目の質問に入ります。

羅網シカの問題について、町の認識と見解及び今後の取組、町独自のアクションや既存NPOへの支援などについてその考え方を伺います。

○産業振興部次長（佐々木栄典君） 議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部次長。

○産業振興部次長（佐々木栄典君） お答えします。

ロープなどが角に絡まったエゾシカについては、羅網シカとして新聞等で報道されておりますが、海岸に流れ着いたゴミやロープ、漁網などが角に絡みつくことにより、餌が十分に採れず衰弱してしまう場合があるとのことで、痛々しく思うとともに、観光客に悪い印象を与えてしまうのではないかと危惧をしております。

これらの原因は、漁具のみならず海岸線への様々な漂着物が問題であり、エゾシカに限らず他の動植物へも影響を与えております。

国民一人一人が自然保護、環境保護に対する意識を強く持たなければ、解決できないものと考えております。

一方で、エゾシカによる農林業被害に加え、貴重な観光資源である植物への食害も大きな問題と考えられることから、鳥獣被害防止計画に基づき野付半島の自然保護や環境保護のため、冬期間囲いなどでエゾシカを捕獲しており、これらと併せて実施することが重要であるというふうに考えております。

なお、町では、町内の各種団体等が行う海岸清掃などの環境保全活動に対し、事業経費の助成を行っておりますので、多くの団体で活用されることを期待しております。

以上です。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） 今ちょっとシカの植生被害の話も出てきてしまったんでちょっとそれは置いといてですけど、具体的な行動というですかね、まあ結果、ごみの問題というのは、町としては助成をするだけというような感じになるのかなっていうふうに思うんですけど、今のところ具体的な対策というのはそれだけということなんでしょうか。

○産業振興部次長（佐々木栄典君） 議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部次長。

○産業振興部次長（佐々木栄典君） お答えします。

町が実施している具体的な例ですけれども、町民が行う豊かで清らかな川づくりに資する事業などの経費に充てることを目的としまして、別海町清流保全活動事業補助金の利用について、毎年公募しております。

そのほかとして、河川環境の保全を目的とした摩周水系西別川流域連絡協議会、それから摩周湖環境保全運営協議会、野付湾流入河川連絡協議会に対しまして、運営費の一部を

助成しております。

以上です。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） その羅網シカの対策に対してどういうことをやってるかという質問だというふうに受け取っておりますけど、ちょっと今の答弁が筋違いな答弁をしましたんで、私の方からお話しします。

特にその羅網シカに特定して対策は打っておりません。

今はただやってることは、そうやって漁網等が捨てられる廃棄物として置かれていることを、これが羅網の結果になる原因になるということにおいては、やはりそのごみをしっかり処分しようということが、これが大切なことなんで、そこはしっかり取り組んでいかなきゃならんと思っております。

そのほかにも、漁網を置いてある漁網、また使うために干してあったりするような漁網を絡めとってるかどうかはわかりませんが、そこまではちょっと町としても対応できないんで、とりあえずはやはり廃棄されている漁網をできるだけ少なくしていくようなことが、これからゼロカーボンのためにも必要なことだと思いますんで、こういった形で今のような補助金を出すだけではなくて、さらに進めていくことができるかということ、産業振興部の方に指示をします。

そういうことで御了承をよろしくお願いします。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

町長から一部おっしゃっていただきましたけど、やはりごみを放置しない、作業によってごみが出るのこれは間違いなくそれは出るということですよね。

でも、それを適正に処理できるかっていうことと、やっぱり環境しっかり守っていくっていうこと、これがやはり大事な部分だと思います。

町が、私、行政としてできることってというのは、やはり当事者の人たちとの対話、これは間違いなくできると思いますので、単なる助成、お金を出してるだけではなくて、どんなことがあるのか、これを進めるに当たってどんな問題があるのかということ、しっかり対話の中から読み取っていかなきゃいけないというふうに私は考えますので、町長からの指示、その辺りも併せてですね、ぜひ、お願いしたいなというふうに思います。

以上申し上げて、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（西原 浩君） 以上で、7番木嶋悦寛議員の一般質問を終わります。

ここで消毒換気作業のため暫時休憩いたします。

午後 2時08分 休憩

午後 2時12分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次に、5番外山浩司議員。

○5番（外山浩司君） はい。

○議長（西原 浩君） 質問者席にお着き願います。

なお、質問は一問一答方式であります。

○5番（外山浩司君） はい。

○議長（西原 浩君） 5 番外山議員。

○5 番（外山浩司君） 通告に従い一般質問をさせていただきます。

1 点目「コロナ禍における学校生活について」。

コロナ禍になり 3 年目を迎えました。1 年目は突然に、全国一斉の臨時休校措置が取られ、授業日数が削られ、長期休業を短くしたり、7 時間授業を設けたりし、子供たちが生活のリズムを変えながらも学習指導要領に則った授業時数を確保してきました。

また、学校行事が大きく変更される対応や見直しがされ 3 年目を迎えました。

運動会では、午前中開催となり、種目数の減少や鼓笛パレードや P T A 種目が廃止されたり、低・中・高学年別の時間ごとに分けた内容になりました。多くの学校では、保護者の参観は「2 名まで」となり、同居しているおじいさん、おばあさん方は応援ができない状況になりました。多くの子供たちが楽しみにしていた「家族そろって青空の下で昼食を食べる」ことも出来なくなりました。

今年度は、参観の人数制限が「4 人まで、町内の人まで可能」などの学校があり、条件が出されていますが、緩和される傾向にあります。

中学生では、部活動の練習が制限されたり、吹奏楽部の演奏会や対外試合が中止になりました。部活動に打ち込んできた生徒にとっては、辛い期間になりました。今年度は、ほぼ従来通りに戻り、技術の習得や大会を目指し練習に励んでいます。

また、マスク生活によって友だちや先生の表情が判りづらく、怒っているのか、普通なのかなどコミュニケーションを取るのに苦労している低学年が多くいる様です。

別海町においても、4 月の入学式・始業式を過ぎてから児童・生徒の感染が急激に広がりました。対応策として、学級・学校閉鎖をはじめ、部活単位で閉鎖が行われました。閉鎖期間は、1 日間から 10 日間前後と様々でしたが、登校できない期間にタブレットを使用してオンラインで授業や子ども同士の交流が図られました。G I G A スクール構想の成果だと思われます。

また、濃厚接触者の定義が見直され、戸惑いや不安を感じた生徒・保護者がいました。

そこで、4 点について質問いたします。

1 点目、体育の水泳授業の取組では、実施する学校や学年を限定して取り組んだ学校とそうでない学校がありました。学習指導要領では、発育発達に応じた、その年齢で獲得すべき内容、目標が示されています。教育課程は、各学校の校長先生の管轄ですが、設置者である教育委員会の水泳授業の考え方についてお聞きます。

また、水泳授業に関する文部科学省や北海道教育委員会から通達があったのかお聞きいたします。

○教育部長（山田一志君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） この質問につきましては、私の方からお答えをさせていただきます。

水泳授業は、学習指導要領において履修に必要な科目として位置づけられ、必要な授業だと考えております。

各小中学校は、一昨年からのコロナ禍において、授業時間の関係やどうしても感染症対策が整わない都合で、取組むことができない学校もありました。

特に児童生徒数の多い学校は、更衣室が密になり、密を避けようと小人数で利用した場合、着替えだけに時間がかかり、実際の水泳の授業時間の確保が難しくなるといったこと

が理由であります。

今年度につきましても、いまだコロナ禍と、確かに陽性者の数っていうのは減ってきておりますが、コロナ禍ということですので、感染症対策をした上で、効果的に水泳授業時間が確保できるよう努力をしてまいりたいというふうに考えております。

また、水泳授業に関する通達につきましてですけれども、令和2年5月と令和3年4月に北海道教育庁学校教育局を通じ、スポーツ庁及び文部科学省の連名で事務連絡があったところであります。

以上です。

○5番（外山浩司君） はい。

○議長（西原 浩君） 5番外山議員。

○5番（外山浩司君） 水泳授業につきましては、別海町をはじめですね、管内的にも一部の学校でほとんどこう取り組んでいませんし、その中では別海町はですね、昨年度は比較的取り組んだ学校が小中学校含めてですね、多かったです。

ただ、特筆すべきことは、中央小学校でも高学年はこう取り組んだ実績があるんですね。

低学年についてはやはり、今部長から御答弁がありましたが、更衣室が密になるとか手が掛かるということではなかなかできなかったということ。

それである、今の答弁でもそれについて必要な授業であるということと、授業が確保されていくようにこう努力していくという答弁がありましたが、ある自治体ではやはり先生方の人手不足ということで、プールに携わっていくですとか、そこで一部保護者も入ってましたが、手伝いっていうんですか、それを要請してやってる自治体なんかもあるわけですが、別海町は財団がですね、あそこを管理してて、他のすぐれた指導の先生方がいるんですが、もしですね、学校からそういう申し出があった場合ですね、教育委員会として対応することが可能かどうかについて伺います。

○教育部長（山田一志君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） 今議員から質問のあったようなですね、教員の手が足りなくてっていうようなことでの学校からのそういった報告ですとか、そういった話はちょっと届いてはいないんですけれども、ただあの仮にですね、そういったことが原因で授業ができないっていうことであれば、それはあの指定管理を実際に町の温水プールの管理をしているのは財団、振興財団の方ですので、そちらの方とですね、協議なりをして、そういったものがどうしても必要だと。そのことによって授業ができるんだよというようなことがあればですね、その辺相談をしながら、そういったことが体制をとることが財団として可能なのかどうか、そういったことを確認した上でですね、できる限りのそういった努力はしたいというふうに考えております。

以上です。

○5番（外山浩司君） はい。

○議長（西原 浩君） 5番外山議員。

○5番（外山浩司君） 実際あるかどうかわからないんですけども、何校か聞いた時にですね、養護の先生含めてもう全員でほぼですね、行ってこう先生方で解消したり指導に当たってるという声がありましたので、今の財団で相談してからっていう前向きな答弁いただきましたので、あった場合についてはお願いしたいと思います。

続いて2点目です。

中学校の部活単位での閉鎖では、同じ部活動なのに男子は除外、クラスで一緒に勉強していたのに学級閉鎖ではなく同じ部活動の女子だけが、登校できませんでした。後日、説明を聞いて納得したそうですが、その時は「なぜ、私たちだけが登校できないのか」と感じたそうです。

該当者や保護者への説明内容について、学校へどのような指導がされていたかお聞きします。

○教育部次長（宮本栄一君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育部次長。

○教育部次長（宮本栄一君） お答えいたします。

児童生徒等が新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合、学校生活において、感染の可能性のある児童生徒等をリストアップすることになっております。

その場合、誰と接触していたのか、どのような場面で、どのように接触していたのかなど、接触内容を学校側で精査しております。

その後、リストアップされた児童生徒等には学校側から連絡し、出席停止等の対応をしていますが、その際には学校側からリストアップ者や家庭に対し、外出自粛や健康観察の協力を依頼し、理解を求めることとしております。

以上です。

○5番（外山浩司君） はい。

○議長（西原 浩君） 5番外山議員。

○5番（外山浩司君） はい。

今、学校側がリストアップをして、保護者に説明して、そして外出自粛とかということではありました。

実はあの自分のところに相談があってですね、これは特異な例なんですけど、小学1年生が入学式前日にこう判明したんですね、親の報告で。

ところが親としては当然学校から何か連絡でも来るのかなと思ってたんだけど、次の朝も来なかったということで、入学式に出かけていたら突然玄関先で別室でってということでオンラインになったんですね。

親にすると、何で前日にわかってたのに連絡が来なかったのか。

せめてその心づもりできたんだけどということだったんですが、その後集合写真撮れなかったのも、特別に来てもらって合成しようとしたときに、そのとき学校の対応がすばらしかったと。

もう1度入学式のようなもので、花吹雪だとか入場とかやったということで、本人も落ちついたし親の方も納得したというか、そこで収まったわけなんですけど、保護者への連絡ということについては、ここに部活のことも書きましたけども、今一度、どうだったのかなと。

ただ、4月の忙しいさなかですし、部活っていうのは時間との競争ということでね、そういうこともありますので、これについては致し方ないと言ったら仕方ないと思うんですね、自分としてはそういう立場にいたもんですからね。

ただ、親の立場もわからなくもなかったのも、これにつきましてはそういう事例があったということで、保護者に伝えるべき方法なんかを今一度考えていただけないかなということをお願いしてですね、次の質問に入りたいと思います。

3点目。

3年目を迎えたコロナ禍での学校生活が、子供たちにどのような影響を与えたか、与えているかお聞きします。

○教育長（登藤和哉君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育長。

○教育長（登藤和哉君） お答えをいたします。

令和2年の春に長期の臨時休業を余儀なくされたことによる児童生徒の学力への影響については、文部科学省の分析によると影響は顕著には見られなかったとされており、それについては本町についても同様であるというふうに認識しております。

また、心の問題についても、コロナ禍に起因すると考えられる顕著な変化や不登校の増加は、本町の小・中学生には見受けられません。

このように、学力についても心の問題についても、各校教職員が学力を保障したり、子供たちの心をつかむために、日々懸命に努力して教育活動に当たっていることの証であると考えております。

一方、本町の生涯学習研究所で実施をしております「メディアコントロールWeek」の取組の集計結果からは、ゲームやインターネットを通じた娯楽、ユーチューブはもとよりネットゲームの時間が増えていることが明らかになっています。

併せまして、全国体力調査の体力合計点において、特に小学生男子の落ち込みが激しく、さらに、中学生では、女子よりも男子の体力の落ち込みが大きいという本町児童生徒の実態が明らかになりました。

このことから、生活習慣の乱れはやや顕著に生じているのではないかというふうに考えているところでございます。

以上です。

○5番（外山浩司君） はい。

○議長（西原 浩君） 5番外山議員。

○5番（外山浩司君） 今の答弁ですと、学力とか心の面では影響はなかったけれども、ゲームですとかインターネットとかですね、体力的な面では、生活環境の乱れがであったということの答弁だったかと思うんですが、もう少し子供たちのついでということで考えてみたいと思うんですが、子供たちはマスクをすることによって相手の顔が見えないですとか表情がわかりづらいですとかね、やっぱりいろんな意味でストレスを抱えながら、いらいらを抱えながら生活を送っているのかなという気がします。

例えば、昔はできた給食はですね、自由に話すことができない、友達とも黙食となりましたし、友達ともタッチ鬼や手つなぎ鬼もできない生活、そういう生活になってきていますし、部活動でも目指して頑張っていたものが達成感ですね、その練習なんかもできないと。そういう状況に陥っているんですよ。

そういう学校生活の中で、やはりあのいらいら、子供たちはですね。

家庭でも親御さんの生活の経済的なもの含めて、いろいろ変わって変化していると思うんですけども、その辺りのことをですね、今、学力面、体力面とかいろいろ生活面とかありましたけども、やはり別海町の子供たちの実態ということで、さらに詳しく調べてみる必要があるかなと思いますがいかがでしょうか。

○教育長（登藤和哉君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育長。

○教育長（登藤和哉君） お答えをいたします。

コロナの影響ということで、確かにスポーツ大会の中止や文化大会の中止、あるいは先ほど議員おっしゃられたとおり、学校はそもそも密を楽しむ場所というふうに私は考えているんですが、その中で黙食だったり、合唱コンクールが中止になるということで、よさがなくなるという実態は確かにあると思います。

もっと言うと、その人の人生に大きく関わるということも考えられるということなので、実際3年目に入っておりますが、これからいろいろ出てくる可能性もあるというふうに思っておりますので、実態については、事細かく私どもで把握しなければならないというふうに考えておりますので、先生方には聞き取りを今まで以上にしていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○5番（外山浩司君） はい。

○議長（西原 浩君） 5番外山議員。

○5番（外山浩司君） 今の答弁、よりこう一步進んだと思うんですけども、さらに進んでですね、アンケート。それについてはいかがでしょうか。子供の実態。

先生方の聞き取りだけではなくて、紙面によってですね、いろんな調査をしていくところについてはいかがでしょうか。

○教育長（登藤和哉君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育長。

○教育長（登藤和哉君） お答えをいたします。

先ほどもちょっと申し上げなかったんですが、コロナの影響の中で、例えばですね、景気のマイナスで家庭の状況が悪くなったということも当然考えられると思います。

そうすると、アンケートで聞くにはちょっとデリケートな問題過ぎるということもありますので、もしアンケートをするとすると、かなり大ざっぱなことしか聞けないかなと。

であれば、現場での実態を一番よく知っている先生方に目を光らせてもらって、それを聞き取りするというのは、最初の段階ではないのかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○5番（外山浩司君） はい。

○議長（西原 浩君） 5番外山議員。

○5番（外山浩司君） 了解いたしましたので、先生方の聴き取りについてですね、十分行っていただきたいと思います。

続きまして4点目です。

5月末から、マスクに関する方針が出されました。まず、厚生労働省から「屋外で会話が少なければ不要」、文部科学省が体育授業や部活動での「屋外でのマスク着用の不用」、「運動会脱マスク」、6月に入り、政府の新基準として「会話がほとんどなければマスクは必要なし」と出されました。

これらの方針を受け、登下校を含む学校でのマスク着用についてお聞きます。

○教育部長（山田一志君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） それではこの質問は私からお答えさせていただきます。

学校でのマスクの着用につきましては、5月末、それから6月に文部科学省から北海道教育庁を通じ通達がございました。

内容につきましては、文部科学省で発出しております衛生管理マニュアル等を踏まえた対応を基本とし、体育の授業、運動部活動、登下校時の場面においては、熱中症のリスクが高いことが想定されることから、夏場においては熱中症対策を優先し、マスクを外すことを指導することというふうにされております。

加えて、屋内の体育館等につきましては、常時換気などの換気を徹底するとともに、運動部活動については、各競技団体が作成しておりますガイドライン等を踏まえた必要な取組を行うこととされております。

これらの通知を踏まえ、各学校、幼稚園に対し、登下校においては、マスクを外すよう促しますが、できるだけ距離を開け、近距離での会話は控えるよう通知したところです。

これからの時期、暑い日は熱中症が懸念されますので、児童生徒の健康を最優先に考えた対応を行ってまいります。

以上です。

○5番（外山浩司君） はい。

○議長（西原 浩君） 5番外山議員。

○5番（外山浩司君） はい。

通達を受けてですね、各学校に通知したということで、熱中症のことも含めてですね、児童生徒のこと最優先ということで、各学校ちょっと確認させていただいたんですけど、そういうふうやって、伺いました。

ただ、学校ではですね、やはり外してもいいよってということなんですが、万が一のときにその学習の保障っていうんですか、1人、2人出た場合でも学級閉鎖とかにつながってきて、万が一活動で出た場合はこれから中体連の時期、大事な時期なので、そういう防御しながらマスク着用とか天候だとかね、加味しながらやっていきたいということでしたので、それは学校長の判断として当然なのかなと思いながらですね、今教育委員会もそのような返事でしたので、自分としては仕方ないと納得しておりますので、そのような指導でお願いしたいと思います。

続きまして、大きな2番の方に入りたいと思います。

2番目、「新濱選手、森重選手への町民栄誉賞について」。

今年の2月に開催された北京オリンピックのスピードスケート代表に本町から3名の選手が選ばれました。その後、テレビ放映や新聞での掲載が何度かあり、別海町の名前を全国に知らしめてくれました。特に上風連出身の森重選手は、スピードスケート男子で唯一のメダリストとなり、ワイドショー番組に取り上げられるなど、別海町のPR効果に大きなものがあったと思われます。現在も、町内には応援懸垂幕や横断幕があらこちらに飾られています。

4月7日には、3選手からのオリンピックの報告が役場ロビーで開催され、その後、表敬訪問が行われるなど、町民に再び大きな感動と喜びを与えてくれたと共に、子供たちの中に将来オリンピック選手を目指す意欲を喚起してくれました。

5月20日には、森重選手や高木選手など4名に北海道から栄誉賞や栄誉賞特別賞が贈られ、鈴木知事から「子供たちの大きな目標になった。大きな夢と感動をありがとう。」との祝辞がオンラインで贈呈式の様子が報道されました。

本町には、表彰条例があり、その中に「町民栄誉賞」があります。過去に、スピードスケートの楠瀬志保さん、現森野さんが平成16年に、同じくスケートで郷里里砂さんが平成30年に受賞しています。

そこで、1点について質問いたします。

新濱選手は、2020年の距離別世界一を決める国際大会の「世界スプリント選手権」や「ワールドカップ」の500メートルでの総合優勝をはじめ、世界新記録を樹立するなど大活躍しました。

森重選手は、オリンピックの500メートルで銅メダルを獲得するなど、共に町民に大きな夢と希望を与えています。

これまでの新濱選手、森重選手の努力と功績から、町民栄誉賞の対象者になるのではと考えますが、町の考えをお聞きます。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 森重選手並び新濱選手の表彰の件でございますけれども、町では、別海町表彰条例に基づきまして、広く町民に敬愛され、町民に夢と希望と活力を与えることに顕著な功績があった方、これに町民栄誉賞を贈呈しております。

新濱選手、森重選手のお2人は、スピードスケートの国際的な大会における輝かしい活躍により、被表彰対象者になると考えており、どのような形式で表彰するのが最良か、そこを検討しているところでございます。

なお、別海町表彰条例については、一部改正の議案を本定例会に提出させていただいておりまして、御決定いただいた後、改正後の当該条例に基づきまして、審議委員会への諮問をするなど、被表彰者の決定の手続を行う計画であります。

また、表彰式の開催時期等につきましても調整することになりますが、お2人とも現役選手であることから、今後の合宿や大会のスケジュール等を確認させていただきながら、選手としての活動に影響の少ない時期や方法を検討することとしております。

今回の条例改正案も、このお2人の表彰を検討している過程の中で、今の条例では、今後、支障が出たり、さらに上の賞が必要なそういういろんな状況が出てくるんじゃないかということを、職員間で議論しまして、今回の条例案を提出したところでございます。

趣旨を御理解し、御検討いただけますようよろしくお願い申し上げます。

○5番（外山浩司君） はい。

○議長（西原 浩君） 5番外山議員。

○5番（外山浩司君） はい。

昨日の条例の提案説明のときにですね、町長はじめ副町長からも答弁がありました。

ハードルを高くしたわけではなくて広く与えたいと、そういう趣旨の旨で今回、奨励賞ですか、加えて対応していきたいということがありましたので、十分わかりましたし、今後スケジュールに合わせて表彰していきたいということですので、対応していただきたいと思います。

1点だけあれなんですけど、今回、高木選手は2回目の町民栄誉賞受賞だったんですね。

振り返ってみると、清里町の岡崎朋美選手は5回オリンピック出てるんですけど3回、3度町民栄誉賞もらってる実態なんです。

そこで、うちのこの規定の中で、このメダリストがさらに2個、3個ですとか、世界スプリント勝ったりとかですね、好成績を収めると2度、3度というふうにつながっていくかどうかについてはどうでしょうか。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） この間の検討をしてる最中に、私は幕別の飯田町長ともお話をし

ました。

高木さんに何回もどんな形で対応したのかということをお聞きしました。

幕別では、同じ町民栄誉賞を平昌大会と同じように渡しているという話だったんで、成績大分違うんだけど同じ賞を2回渡してどうなんだろうねという話を2人でしましたら、いやそうなんだよね、そこはちょっと今感じてはいるんだという話を伺いまして、私もそのところ一番いろいろ考えてまして、オリンピックに3回出て同じ成績だったら同じ賞を3回出すのか、これもまたもう少し工夫がないのかなと、そういうことをいろいろ考えておりますんで、新濱選手、森重選手は、さらに次のミラノ大会でも優秀な成績を挙げてもらえる可能性は高いと思っておりますので、さらなる、今回もし町民栄誉賞を授与することになった場合には、さらに上の賞を考えていかなきゃなんないなというようなことも含めて、これは仮定ですのでまだ決定でもありませんけれども、そういう考え方を持って、今回は町民栄誉賞の、条例改正なった場合には、町民栄誉賞の対象になるなというふうに今のところ考えております。

以上です。

○5番（外山浩司君） はい。

○議長（西原 浩君） 5番外山議員。

○5番（外山浩司君） 検討していただいてですね、本当に町のために貢献してくれて方ですし、子供たちにも夢を与えてくれている選手だと思いますね。

たまたま、今週の新聞とかで今日の新聞にもバレーボールでですか、中央中出身の笠井選手という子とかアンダー18ですね、大活躍をしてるということでアジア選手権ですけどね、そういう大会で活躍している人もいますし、文化面では河崎先生っていうか、河崎さんが直木賞の方にノミネートにこうなってるということですので、そういう文化面でもすばらしい方がぞくぞくと出ているというふうに思ってるんです。

この、今回見直されたこの規約がですね、生かされていくのかなと思っております。

最後ですけども、学校では学習の保障とあと、いろいろな危機管理の面でですね、大変戸惑いながらもこうやっているということですので、教育委員会の支援とかですね、よろしくお願い申し上げて、以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（西原 浩君） 以上で、5番外山浩司議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時46分 休憩

午後 2時54分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

最後に、11番瀧川榮子議員、質問者席にお着き願います。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（西原 浩君） なお、質問は一問一答方式であります。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） 通告に従いまして、質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染症が世界保健機構に正式に報告されてから2年半が経過しました。新型コロナウイルス感染症は変異を繰り返し、感染者は減ったものの今も収束出来ない状況が続いています。これほど長い期間、世界規模の感染症に、感染してもしなくても

悩まされ続けなければならない経験はいまだありません。

感染症に対応する保健所の数は減っており、急増する感染者への対応が追いつかない状況になりました。感染症病棟のある根室病院では減らされていたベット数を急遽増やしたり、感染症管理に経験のなかった別海病院が道の要請を受け感染症病棟を設置し、対応に当たっている状況もあります。

また、感染症が広がる中で、それに追従するように様々な分野に影響が及び、感染症対策だけでは収まらない様々な対策が必要となりました。

この長い期間続いている新型コロナウイルス感染症について、町では多くの学びあったと考えます。

経験を検証し、次に備える必要があると考え、4点について質問いたします。

1点目、別海町では今年、人の動きが多くなった時期に感染者が増え、4月半ばを過ぎて感染者数はピークを迎えました。感染者が増えたことで入院患者も増え、5月には別海病院ではすぐ終息しましたがクラスターが発生しました。

別海町では「別海町役場新型コロナウイルス感染症対策に関する対応マニュアル」が作られているとされていますが、この間マニュアルがどのように生かされてきたかをお聞きます。

○総務部次長（伊藤輝幸君） 議長。

○議長（西原 浩君） 総務部次長。

○総務部次長（伊藤輝幸君） 私から御答弁させていただきます。

「別海町役場新型コロナウイルス感染症対策に関する対応マニュアル」は、職員またはその家族が、新型コロナウイルス感染症に自ら感染しない、他人に感染させないための各種予防策や、感染した場合において、業務体制を維持し、感染拡大防止を図ることを目的に基本的事項を定めたものです。

今年3月末、職員の感染が確認されて以降、感染拡大を防止するため、改めてマニュアルに基づく手指の消毒、マスクの着用、定期的な換気等を実践するよう、職員に対して周知徹底を図るとともに、感染が確認された職員については、体調の変化、行動履歴や濃厚接触状況を把握し、職場内での感染拡大防止対策を講じ、業務体制の維持に努めてきました。

これまで複数の職員に感染が確認されていますが、マニュアルに基づく基本的事項の実践に加え、従来から取り組んできた執務室デスク等へのパーテーションの設置や、昼休み休憩時間の割振り変更、タブレット端末の導入によるウェブ会議の推進など、職員間における飛沫感染防止対策や接触機会の低減を図る措置により、感染拡大を最小限に抑えることができたかと捉えております。

今後も、感染拡大防止を図るため、マニュアルに基づく基本的事項の実践を、職場内全体で取り組んでまいります。

以上です。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） はい。

感染症の対応マニュアルができているっていうことは安心しました。

このマニュアルができているっていうのを知ったのは、令和3年の4月に町民の御意見箱の中にこういうマニュアルがありますって、それによって行動していますっていうこと

が載っていて知ることができました。

ですけれども、このマニュアルの内容見ようと思っても見ることができないでいます。

どうかすれば見るができるかもわからないんですけれども、私がパソコンを繰り返して触っても見ることはできませんでした。

情報公開の観点から、見える化が必要ではないかと思うんですけれども、職員と町の職員と家族のためっていうか、それを基本にしているっていうことなんですけれども、こういうことっていうのは、マニュアルは多くの人に共通することだと思うんですね、内容っていうのは。

ですので、このマニュアルをみんなが見れるように、情報共有できるようにできないかっていうことをまずお聞きしたいと思います。

○総務部次長（伊藤輝幸君） 議長。

○議長（西原 浩君） 総務部次長。

○総務部次長（伊藤輝幸君） お答えいたします。

ただいま議員さんが申し上げられましたとおり、職員向けのマニュアルでございますので、確かにホームページ等にですね、掲載はしてございません。

内容につきましては、先ほども若干触れましたけれども、予防対策、後はですね、症状がある場合の報告体制等が詳細に載っているものでございます。

感染予防そして防止対策につきましては、国や道で様々なものが発出されておりますけれども、そちらと同じようなことも載っているものでございます。

実際に広く公表するかどうかは内容を改めまして精査いたしまして、今後検討したいというふうに思います。

以上です。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） コロナ感染が始まってから、町からのお知らせっていうのが何度も入りました。

感染症対策こんなふうにしてとってくださいということで、手指の消毒とか距離あけてください、マスクしてくださいとか、お店の方にはパーテーションとか、いろんなことがありました。

そういうふうなこともきっとマニュアルの中に書いて一般住民がわかりやすいものにさらにしていただいて、役場の職員や家族だけではなく一般住民も見ればわかるというようなマニュアルを作っていただければと思うんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○総務部長（浦山吉人君） 議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） 私の方からお答えさせていただきたいと思います。

先ほど、別海町役場のコロナに関する対応マニュアルということで、そのことに関しての情報公開ということでの御質問をいただきました。

このことに関しましては、あくまでも職員の職場内における感染対策の規律なりを定めたものということで、その中で町民に対して何らかの制限を課すとか、そういう種類のマニュアルということにはなっていないものですので、あくまでも職場内のルールということで、これは役場という一つの事業所においてのルール、それぞれ事業所間でそれぞれ

ルールというものは定めるとは思いますけれども、これについては、役場職員向けの役場という事業所におけるルールということで、その辺については役場職員の中での取扱いということで、きちんと徹底していく方針を定めたものであるもので、積極的に外に対する情報公開というのを特に考えているものではございませんけれども、後段で議員がおっしゃられたように、町の方からは町民向けにいろいろな情報を発信しているところでございます。

我々内部でもいろいろ協議をする中であって、この間3年間にわたる長いコロナ禍にあるということの中で、町からのいろいろな情報提供もホームページの中でも、さすがにちょっと煩雑になってきているなということは我々発信している側からも感じているところはあります。

それらについては、町民がわかりやすくそれを受け取れることができるような工夫というものについては、しっかり努めてまいりたいと考えております。

その点につきましては、職場向けのルールと町民向けのルールということできちんと選別する中でですね、精査をさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） はい。

そうですね。そうしていただくと助かります。

いろんなところから出ているマニュアルを見ると、もうすごいたくさんのページ数があって、一般の人では読み切れないし理解できないこともたくさんあるということです。ぜひ町民向けにわかりやすい、これが、再度こういう感染症が何年後かまた何十年後かに出たときもそのマニュアルをひも解いて参考にできるようなものを作っていただければと考えます。

2つ目の質問に入ります。

新型コロナウイルス感染症は変異を繰り返し、感染者がその都度増加する傾向がありました。現在、別海町の感染状況をみると第6の波は大きく引いていると感じます。

国は、第7波への警戒感をもって高齢者や特定疾患のある方など新型コロナウイルス感染症に感染した場合重症化しやすい人に対し、第4回目のコロナワクチン接種の計画が進められています。別海町でも計画が組まれています。

第7波が来ると考えておられますか。

○福祉部長（今野健一君） 議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（今野健一君） お答えいたします。

全国的に新型コロナウイルス感染症の感染者数は減少傾向にあり、本町においても感染状況は落ち着いてきているものと受け止めているところですが、海外においてはオミクロン株の派生型の感染も確認されていることもあり、気を緩めることができない状況です。

国が進める新型コロナワクチン追加接種4回目については、重症化予防を目的とし、3回目の追加接種の完了から5カ月以上経過した60歳以上の方及び基礎疾患のある18歳以上の方等を対象とすることなど、必要な法改正等が行われました。

このことから、本町としましても、7月からの開始を計画している4回目の追加接種の円滑な実施に向け、町立別海病院をはじめ関係機関の協力を得ながら準備を進めていると

ころです。

なお、第7波が来るかどうかについては、将来的なことでありますので、予測することは難しいことですが、第7波が来ることを想定したうえで、今後も国や北海道をはじめ、関係機関と情報を共有し、連携を図りながら、町民の感染防止対策に継続して取り組んでいくことが必要だというふうに考えております。

以上です。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） 町のホームページでは、北海道の新型コロナウイルス感染症対策本部指揮室が作成した体験集、新型コロナに感染した方の体験集っていうのが載っていました。

令和3年3月の作成で、今は無症状の方が大きくなっているので現在の状況とは異なる内容かなと思うんですけどもでも、注意喚起として大切な役割をこの体験集は果たしていると思って読んでいます。

危機管理は、最悪の事態を想定して対応を考えていく必要があるということで、第7波が来るかどうかはわかりませんが、最悪の事態を想定して対応を考えていただきたいと考えています。

3番目の質問に移ります。

第6波では重症化が少なく、軽症受入れの別海病院でも感染者の割合から見ると感染病棟への入院は多くありません。

しかし7波が来た時に同じ状況であるとは限りません。

住民の命や健康を守るために院内の感染対策や職員の体制など備えについてお聞きします。

○病院事務長（三戸俊人君） 議長。

○議長（西原 浩君） 病院事務長。

○病院事務長（三戸俊人君） お答えいたします。

院内における新型コロナウイルス感染対策については、令和2年11月に国内の新型コロナウイルス感染拡大に伴い、院内における感染防止対策を組織横断的に行うため医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師等による新型コロナウイルス対策チームを設立しております。

次に、病院における新型コロナウイルス感染対策の基本的な方針を示す「町立別海病院の新型コロナウイルス対策基本計画」を策定し、基本計画に基づく、コロナ禍においても診療体制を確保するための「新型コロナ対策事業継続マニュアル」並びに外来、入院等業務ごとに対応方法を明示した「新型コロナ対策診療マニュアル」を策定し、院内での感染防止対策に取り組んでいるところです。

また、病院職員の感染防止等についてですが、全職員を対象とした毎日の検温等、体調チェックを継続するとともに、発熱、せき等の症状が生じた場合は出勤を控え、発熱外来の受診及び検査を行うよう、これまでと同様に周知、指導を徹底いたします。

5月に発生しました院内クラスターを踏まえ、不測の事態には必要な病棟への職員の増員、また町内の感染拡大による検査対象者が増加した場合についても適宜対応できるよう、サポート体制を整えたところでございます。また、医療行為に伴う看護師と職員の感染拡大を防ぐため、感染病棟への出入りの際や、入院患者への吸引行為等を行う場合のN

9 5 マスクの着用や防護服等の使用法についても定めたところでございます。

先ほど議員の方から最悪の事態を想定してというお話ありましたが、まさに病院、いろいろと感染拡大、最悪の想定をしながら取り組んでおります。

職員の感染を防ぐことが、患者への感染防止につながり、地域における医療提供体制の維持につながることから、今後も対策チームを中心として、感染状況に応じた病院の感染防止対策について、引き続き実施していきたいと考えております。

以上です。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） はい。

感染症が始まって早々に対策チームが作られたということとか、基本計画を作られてそれによって動いてったということで、皆さん動きやすかったのかなと思うんですけども、この対策チームのほかに、ほかの方もその感染病棟で働くわけですよね。

対策チームがほかの医療関係者にどのようにその対策チームの中で話し合われたこととか検討したことを伝えていったのか。

みんなで感染対策しなくてはならないっていうときに、意思統一が必要だと思うんですけども、その点についてはどのようになっていたのでしょうか。

○病院事務長（三戸俊人君） 議長。

○議長（西原 浩君） 病院事務長。

○病院事務長（三戸俊人君） お答えいたします。

感染チームのメンバーについては、看護師で言えば師長あるいは主査、そういった方々がメンバーに入っておりますので、感染チームの中で決まったことについては、通常の業務の中でも各職員に周知して対策をしているところでございます。

以上です。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） はい。

前にちょっと委員会の中でも質問したことがあるんですけども、感染症病棟で働くっていうのはやはり特殊だと思います。

誰でもその病棟で働きたいと思っているかどうかっていうのもわかりませんし、働けない人もいると思うんですけども、その職員、感染症病棟で働く職員を選ぶ時にはどのようにして選ばれたのでしょうか。

ある病院の経験を聞いたところ、感染症病棟で働いてもいいかどうかっていうことを院内のナースに聞いて、そして、私は子育てが終わっているから働いてもいいとか、そういうふうな希望をとって感染症病棟で働いたというようなところがあったと聞きますが、別海病院ではどのような選び方をして感染症病棟で働いたのでしょうか。

それとも、もう簡単にあなたがここで勤務するのですよっていうふうな形で割当てとして働くことになったのかどうかについてお聞きします。

○病院事務長（三戸俊人君） 議長。

○議長（西原 浩君） 病院事務長。

○病院事務長（三戸俊人君） お答えいたします。

看護師の方についてはですね、まず病院として第一に考えたのは、もちろんその師長、

主査なり、そういった割当ての責任のある方によって人選されたと認識しております。

ただ一つ、注意すべき点は誰もがですね、感染病棟に出入りをするようになると、やはりこれ感染が広まってしまう。

そこを一番ですね、危惧した上で人選については適宜ですね、各師長及び主査、管理職等が決めたものと認識しております。

以上です。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） はい。

質問4点目に移ります。

今後、国の新型コロナウイルス感染症の感染状況と別海町の感染状況にずれが生じた場合支援が受けられなくなるのではと心配の声があります。こうした状況が出た時、町独自の対応策が必要になると考えますがいかがですか。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） お答えいたします。

これまで町が取り組んできた新型コロナウイルス感染症対策に係る各種施策は、感染拡大の防止や感染症の影響を受けている地域経済及び町民生活等の維持に必要な対策を講じるために、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をはじめとする、国の交付金や給付金制度を活用し実施をしています。

現状では、全国的に感染拡大は減少傾向にあるものの、感染状況は各地方で異なっております。

感染状況がどのように推移するかを予測するのは困難ですが、国内における感染症対策を定める法律である感染症法においても、「国及び地方公共団体は、地域の特性に配慮しつつ、感染症の予防に関する施策が総合的かつ迅速に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。」と明記されていることから、今後におきましても、町民生活の維持等に必要な対策は、国及び北海道と連携を図り、状況に応じて講じていくよう努めていきたいと考えています。

以上です。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） はい、わかりました。

町として危機管理の一つとして想定しておく必要があるということで質問しました。

次の質問に移ります。

2番目、「貴重な湿原保存への取組は」。

宮舞町に絶滅危惧種など貴重な植物が見つかり、町は所有企業に対し保存のために町有地との交換を所有者と交渉してきた経緯があります。4月当初予算でも宮舞町湿原保護事業として予算計上され、町として本腰を入れていることがわかりました。

しかし、5月24日にその交換を断念したことが新聞報道されました。企業側の子どもの教育への配慮などが示されたことから、町は交渉を終えることとしたとされていますが、これまでの経緯についてお聞きします。

○教育部長（山田一志君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） 私の方からお答えさせていただきます。

令和3年7月、札幌市在住の植物研究者から、宮舞町にある湿原は大変貴重な湿原であるが、開発予定があるため保護してほしいとの要請がありました。このため、釧路市立博物館の学芸員に依頼しまして同年8月19日に宮舞町湿原の調査を行ったところ、本町で初めてムセンスゲという氷河期の遺存種と言われる植物が発見され、またレッドデータブックに掲載されている希少な植物も多数確認されました。

この調査結果を受け、宮舞町湿原の町指定文化財への指定を視野に、宮舞町湿原を埋め立てて事業所の移転を予定しておりました業者側と協議を進めました。業者側は、同程度の面積の土地であれば交換に応じるとのことだったため、代替候補地として複数の町有地を示しましたが、自宅から遠いとの理由などで了承を得られず、町有地との交換は断念をしました。

その協議の際、事業者側から、宮舞町内にある、現在空き地になっている私有地であれば交換してもよいとの考えが示されたため、その土地所有者と協議を進めたところ、代替地として町に協力してもよいとの回答がありました。

なお、この間、町民を中心に「宮舞町湿原を大切に思う会」が結成されまして、10月10日に正式に発足し、10月28日に湿原保護の嘆願書が町長に提出されております。

また、10月25日に開催しました別海町文化財保護審議会において宮舞町湿原について協議をしたところ、町指定文化財に指定する価値が十分にあるとの結論に至っております。

以上の経緯を踏まえ、町として宮舞町湿原を保存する方針とし、代替地の取得に向けた新年度予算を計上したところであります。

しかし、今年度に入ってから事業者側と交渉したところ、将来を考えると代替地は住宅地のそばであることから、重機の出し入れによる騒音等、近隣住民からの苦情も出てくること、こういったことも考えられるということから、代替地には移らないことを最終決定したとの意思表示がありまして、合わせて、ムセンスゲの自生する湿原の一部については埋め立てずに残すので、子供たちの教育などのために見てもらってもよいというような申出もありました。

この交渉の結果を受け、町有地化による宮舞町湿原の全面的な保存を断念することとし、今年5月20日に町のホームページにおいて、これまでの経過と結果について公表したところであります。

なお、埋め立てられずに残される湿原部分の範囲や見学につきましては、あくまでも私有地であることから、土地の所有者と町との間で文書による正式な合意に向けて、現在協議中であります。

土地所有者の御理解を得られる形で、残される湿原部分の保存や見学などの活用が、今後図られればよいというふうと考えております。

以上です。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） はい。

ホームページに載っているということですのでお聞きしてしまって、時間取らせてしまいました。

一部を埋め立てずに残すということで、そこなら見学してもいいということなんですけど、2番目の質問に移ります。

宮舞町にある湿原は、川の水など入り込まない湿地だということが航空写真からもわかります。開発によって乾燥が進むとすれば、湿地の植物は姿を消します。

町としては、湿原が重機置き場となった場合でも、湿原を守ることができると考えておられますか。

○教育部長（山田一志君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） 町では、周辺部が埋め立てられることにより、湿原の乾燥化は徐々に進んでいくことが予想されることから、残された湿原部分の恒久的な保存は難しいというふうに考えておりますが、土地所有者の御理解を得た上で、できるだけ長い間湿原の状態が保持されるよう、専門家からも御意見を伺いながら、対応策を検討してまいりたいというふうに考えております。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） はい。

一部しか残らないということですので、乾燥化が進むっていうのは本当に目に見えているのかなと思いますが、少しでも長く残るようにしていただくように、事業者の方と協議していただきたいと思います。

3番目に移ります。

子どもの教育に配慮することを事業者が表明してくださいました。

宮舞町の湿原は別海町の中心部にあり、中央小学校の生徒にとっては徒歩で行くことのできる絶好の自然環境を学習する場です。

生徒たちがデコボコの多い湿原を自由に歩くとすれば、植物は踏みつけられ無残な結果になると考えます。

事業者と協議し木道設置など必要だと考えますがいかがですか。

○教育長（登藤和哉君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育長。

○教育長（登藤和哉君） お答えをさせていただきます。

先ほどもお答えをさせていただきましたが、残された湿原部分の取扱いについては、教育的活用等も含めて、正式な合意に向けて現在土地所有者と協議中でございます。

協議の結果、教育的活用が可能になれば、残された湿原部分の保存を優先して、できるだけ湿原への影響が少ない形で行うことが望ましいというふうに考えております。

しかし、湿原の植物はとても小さなものが多く、湿原内に入って近づいてよく観察しないとその魅力が伝わらず、子供たちの湿原に対する理解も深まりません。

その点において、木道の設置は有効な選択肢の一つではありますが、その設置自体も湿原に負の影響を与えることも考えられます。

それらを踏まえまして、土地所有者と十分協議の上、専門家の御意見も伺いながら、湿原に生きる小さな植物を子供たちに間近で見てもらい、学んでもらうにはどうすればよいかなど、検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） はい。

自分がこの質問を考えて、木造設置など必要だと考えますがいかがですかって自分で質問を考えた後、これはあまりいいことないんじゃないかなって改めて思っていました。

あそこに私も行ったことがあるんですけど、凸凹道はほんとにもう歩きにくくて木造が欲しいと思うんですけども、あの小さい花とか植物を見るにはやっぱり高いところからでは駄目だし、乾燥が進むのに木造設置して、さらにそのところ潰してしまうっていうのはいけないことだったっていうふうにして思っていましたので、はい、わかりました。

事業者の方とか専門家の方々と知恵を出し合って、子供たちが一番どうすればかわいい環境を見ることができるのか、ぜひ知恵を出し合って進めていただきたいと思いますところで、質問を終わらせていただきます。

○議長（西原 浩君） 以上で、11番瀧川榮子議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

◎休会の議決

○議長（西原 浩君） ここでお諮りいたします。

特別委員会及び常任委員会開催のため、6月22日と23日の2日間を休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、6月22日と23日の2日間を休会とすることに決定いたしました。

◎散会宣言

○議長（西原 浩君） 以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

本日は、これで散会します。

なお、明日は予算決算審査特別委員会を午前10時から開催しますので、よろしくお願いいたします。

皆さん、大変御苦労さまでした。

散会 午後 3時54分

上記は、地方自治法第 1 2 3 条の規定により会議の次第を記載したものである。

令和 年 月 日

署 名 者

別海町議会議長

議 員

議 員

議 員